

古代東アジア国際秩序の再編と韓日関係

—7～9世紀—

盧泰敦

序論

第1章 三国統一戦争期における三国と倭(日本)との関係

第1節 隋・唐帝国の膨脹と高句麗・百済・新羅・倭の対応

1. 高句麗・隋戦争
2. 645年の高句麗と唐の戦争
3. 新・唐同盟対高句麗・百済・倭連繫の形成

第2節 百済の滅亡と百済復興戦争

1. 百済の滅亡
2. 周留城攻略戦と白江口の戦
3. 百済復興戦争以降の各国の動向

第3節 高句麗滅亡

第4節 新・唐戦争と新羅・倭(日本)の関係

1. 新羅・倭の国交再開と新・唐の開戦
2. 新・唐戦争の推移と新羅・日本の関係

第2章 7世紀終盤～8世紀代における新羅・日本関係

第1節 676年以降の新羅・日本関係

1. 新羅と唐の関係
2. 新羅と日本の相互認識; ‘隣国’と‘蕃国’の同床異夢

第2節 8世紀における新羅と日本関係

1. 渤海の勃興による国際情勢の変動
2. 新羅・日本間の外交紛争

第3章 7～9世紀における韓日間の文化交流

第1節 律令を通した交流

1. 三国の律令
2. 古代韓日間の律令文化の交流事例

第2節 仏教文化の交流

1. 僧侶と制度の交流
2. 仏教典籍の交流
3. 8世紀終盤以降の様相

第3節 8世紀終盤以降の様相

第4章 8世紀における渤海と日本関係

第1節 727年、渤海・日本の国交樹立

第2節 8世紀中葉における日本の新羅征伐計画と渤海の対応

第3節 8世紀末における渤海・日本間の外交儀礼を巡る葛藤

結語

(要旨)

7-9世紀における韓日関係史について論点となっているいくつかの主題を中心に考察した。まず、古代韓日関係史の展開において一つの分岐点をなす事件である白(村)江口の戦について調べてみた。白江口の戦は海戦であり、新・唐同盟軍の海軍はその主力が唐軍であった。したがって、この戦い、さらには百濟復興戦争を唐軍と倭軍の対決と把握して、新羅軍は付随的な存在と考えることが、これまで日本の学界の基本的な認識であった。

ところが実際に当時の戦争状況をみると、白江口の戦は663年8月にあった百濟復興軍の本拠地である周留城攻略戦の一環として繰り広げられた戦いであった。この時の主な戦場は周留城であり、新・唐同盟軍による周留城攻略戦の主力は陸軍であり、その中心は新羅軍であった。

白江口の戦に対する理解において新羅軍の存在を軽視したことは、日本書紀の視角に依存したことからはじまった。「付隨的で弱い新羅」という誤った認識はその後の新羅と日本の関係に対する理解にも影響を与えた。

668年、高句麗を滅亡させる直前に新羅は日本と劇的に和解し両国間には国交が再開された。それ以降7世紀末まで新羅と日本は唐との交渉を事実上閉ざしたまま緊密な関係を持続させた。しかし、両国は相手を各々隣国と蕃国として互いに異なって認識していた。それによって表面では頻繁で友好的な関係を維持する姿を示したが、その裏面には葛藤の要素が濃厚に内在していた。8世紀初め、渤海が勃興して新羅と日本が唐と友好的な関係を結ぶなどの新しい国際関係が展開することによって、それまで内在していた葛藤が表面化した。両国間に外交的摩擦が広がって緊張が造成され、ついには8世紀後半の断交につながった。両国関係がこのような事態に進むことになった客観的背景と過程を考察してみた。

一方、7世紀代以来、韓国の古代国家と日本との間には緊密な文化的交流があった。具体的に仏教

文化と律令文化からそのような側面を調べてみた。前者の文化が後者に濃厚な影響を与えたことを確認できた。

渤海と日本の交渉関係において初期には渤海が軍事的目的から日本に接近した。しかし、734年の渤海と新・唐間の戦争が終結して以降、渤海は現状維持に力を注ぎ、上京に遷都した頃に勃発した安禄山の乱以降もそうであった。それによって渤海は760年代初めに日本が推進した新羅を南北から挾撃しようとする侵攻計画に参加しなかった。その後も日本との交渉において渤海が追求した主な目的は商業的利益であった。

(キーワード)

白(村)江口の戦、周留城、律令、隣国、蕃国、仏教文化、新羅侵攻計画、上京、遷都

序論

7-9世紀における韓日関係は、その時期における両国の歴史の展開に大きく作用しただけでなく、それ以降、両国人の相手に対する認識に多大な影響を及ぼした。ところが、7-9世紀の韓日関係の理解において、両国の学者間で見解は異なる部分が少なくない。この研究では、両国の学者間で大きな見解差を見出し、またこれまで疎かにしてきた主要問題を中心に7-9世紀の韓日関係史を考察してみることにしよう。検討する対象は次の主題である。

まず、663年の白(村)江口の戦をはじめとした百濟復興戦争を中心に、その前後の時期の韓日関係を調べてみることにしよう。古代韓日関係史の展開過程において百濟復興戦争は分岐点となった。これまで日本の学界でこの戦争の前後の時期の歴史について精緻な研究が行われてきたが、多分に日本史の脈絡から考察した側面をみせる。具体的に述べると、日本書紀的観点に立った理解に重点を置き、それによって本来この戦争の当事国である新羅を付隨的な存在とみる偏向した認識を示してきた。一方、韓国の場合、概説書や教科書などでは大部分、白江口の戦を度外視する側面をあらわし、これもやはり偏向した歴史認識を示してきた。したがって、白江口の戦をはじめとした百濟復興戦争についてより客観的に光を当ててみることにしよう。

次に、新羅が唐と対立していた時期の新羅・日本関係について調べることにしよう。直接的な武力抗争を繰り広げた時期はもちろん、676年以降新羅が唐と裏面的な対立を持続させた時期に、新・唐関係は新・日関係と深く連動していた。これはまさにこの時期の新・日関係の実状を理解するうえで核心的な要素になると考えられる。本研究ではこの点を重視し、7世紀後半から8世紀中盤に至る時期の新・日関係に改めて注意してみることにしよう。具体的には、この時期の両国関係の展開様相と、両国の朝廷が相手国に対して持った相異なる認識、およびそれが国際情勢の変化とともに外交的葛藤と摩擦を起こしてついには8世紀中盤の国交断絶につながるようになった過程を考察してみることにする。

7世紀から8世紀におよぶ時期に韓半島の古代国家と日本列島の国家間に対立と抗争のみがあった

のではなく、緊密に文化的交流が行われた。それは両国間に深い相互の文化的連帯感を持たせる土台となったのである。これまでこの問題については活発に研究されることがなく、相対的に軽視されてきた。本研究ではこの問題を律令文化と仏教文化を通して調べてみることにしよう。古代韓日間の律令文化交流に対する研究はこれまで資料の不足によって限界にぶつかっていたが、最近韓国で木簡資料が次々と出土しており、この方面的研究に新たな可能性を提起している。仏教文化の場合も、日本に伝えられている古代韓国人たちの著述が確認されており研究に活気を吹き込んでいる。このような状況を活用して、7～8世紀における両者間の文化交流の側面を調べてみることにしよう。

最後に8世紀中葉に日本朝廷が企てた新羅侵攻計画を巡って繰り広げられた渤海と日本間の交渉を中心にして、8世紀代における渤海と日本間の交渉様相を検討してみよう。

本研究では前述した主題を中心に進めることにしようと思う。不足している面も多いと思われる所以、諸賢の多くの指摘を望んでいる。

第1章 三国統一戦争期における三国と倭（日本）との関係

第1節 隋唐帝国の膨脹と高句麗・百濟・新羅・倭の対応

1. 高句麗・隋戦争

隋帝国が大陸を制覇し、既存（5～6世紀）の勢力均衡的な国際情勢は崩壊した。南朝の陳が滅亡するや高句麗は直ちに拒守之策を講じた。続いて、契丹、靺鞨などの種族に対する支配権を巡って高句麗と隋との間には紛争が勃発し、598年両国間に戦端が開かれた。それは4度にわたる隋軍の侵攻によって具体化され、隋の敗北によって一段落した。

この時期、百濟は表面では隋帝国に呼応したが、実際には状況をみて中立的姿勢をとった。高句麗と百濟の圧迫を受けていた新羅は隋に出兵を要請した。しかし、実際には戦争に介入しなかった。倭国もまた隋と通交し、自国を‘天子国’と自負したりましたが、高句麗・隋戦争には実際に介入しなかった。高句麗は隋との戦争期間中、北方の突厥との連結を図ったが、具体的な成果を挙げることができなかつた。それ以外に高句麗が新羅や百濟および倭と軍事同盟を求めた痕跡は確認されていない。

隋帝国の膨脹は、隋の存立期間が短く、またその軍事力が遼河を境にして高句麗によって阻止されたため、その波動が遼河以東に直接的に深く波及しなかつた。

一方、7世紀初め以降、新羅では県が設置される¹など地方行政組織の拡充が進行し、村落社会内部にまで中央政府の支配力が浸透して村落民から構成された法幢軍団が編成された。新羅の主要軍事力である六停の一つである軍師幢が真平王26年（604）に組織された。軍師幢では村主級の地方有力者である軍師が自身の影響力下にある村落民で組織した部隊を率いて、中央官である軍師幢主の指揮下で下級武官として服務した。三国間抗争の激化と隋帝国の膨脹による軍事的危機状況は人力と

¹ 金昌錫、2007〈新羅縣制의 成立과 機能〉《韓國古代史研究》48.

物資に対する動員力の極大化を要求し、それは中央集権化の進展を促進させた。百濟においても類似した状況を想定できよう。

2. 645年の高句麗と唐の戦争

隋帝国の滅亡以降、混乱に陥った中国大陆を唐が再び統一した後、唐中心の一元的な世界秩序構築を指向して対外的膨脹を持続した。唐は周辺国家と種族を征服して、これらの羈縻州化を追求した。

唐は628年、突厥の突利可汗を擊破して蒙古高原を制圧するや東部内蒙古一帯の契丹、奚などの遊牧民が唐に服属した。高句麗の西北部国境一帯が唐の勢力の前に全面的に接する状況となった。これに対し631年2月、高句麗は千里長城の築造を開始した。すると、この年7月に唐は官人を派遣して隋との戦争の後、高句麗が遼西地域に建てた京觀を破壊して²反応を示した。この京觀は高句麗侵攻の際、死んだ隋軍の死体を集めて積み上げ、その上を土で覆つたもので、高句麗には一種の戦勝記念物的な性格を持ったものであった。もちろん、唐朝廷はそれ以後にも隋末の戦乱で亡くなった人々の白骨を收拾して唐の領域内の各地にあった京觀をなくす作業を行った³。そのような側面から遼西地域の京觀の破壊もその一環であったと主張することもできるだろうが、この時点で遼西地域にある高句麗が建てた京觀を破壊する措置は、高句麗に対する明確な脅威であり挑発であった。これによって両国間には緊張が高潮したが、いまだ流動的であった中央アジア地域の情勢によって直接的な衝突は後回しにされ、唐と高句麗との間の不安な平和が当分の間維持された。

そういう間に唐は640年に高昌国を滅して郡県を設置した⁴後、641年5月に兵部郎中陳大徳を高句麗に派遣した。高昌国滅亡の報せに接した高句麗の上下では戦争に対する危機意識が高まり、対唐政策を巡って貴族間の葛藤が激化した。陳大徳の報告を受けた唐の太宗は高句麗に対する侵攻の意志を明確にした⁵。

一方、この年(641)3月に百済では義慈王が即位した。続いて11月には大規模な政変があり、これを通じて義慈王は王権強化を図った。さらには翌年の642年夏、新羅を攻撃して大耶城など40あまりの城を攻略した。10月には高句麗で大規模な流血を伴った政変を通して淵蓋蘇文が執権した。この年末、百済の攻撃を受けて窮地に立った新羅で金春秋が平壤行きを断行した。しかし、淵蓋蘇文と金春秋の平壤城談判は無為に終わった。新羅の平和提議を淵蓋蘇文が拒否したのである。彼は自身の執権体制の安定を図るための手段として対外強硬策を追求した。これはそれ以後の両国関係において一つの分水嶺となつた。

643年、高句麗と百済は協力して新羅に対する攻撃を企てた。これに対し新羅は唐に出兵の要請を繰り返した。高句麗侵攻の機会を狙っていた唐はひとまず外交的压力を加えたが、高句麗が拒否するや644年、高句麗攻撃のための動員に入った。そして645年2月、新羅と百済に使臣を送り、対高句麗戦に参戦することを促し、参戦した兵力は唐の海軍司令官である大総管張亮の指揮を受けることを要求し

² 《舊唐書》卷3太宗貞觀5年8月甲辰。

³ ‘剗削京觀詔’(貞觀5年2月)、‘收葬隋朝征遼軍士骸骨詔’(貞觀19年4月)《唐大詔令集》卷114(中華文史叢書第1冊、“唐大詔令集”卷5、臺灣華文書局)。

⁴ 《資治通鑑》卷195唐太宗貞觀14年9月條。

⁵ 《資治通鑑》卷195唐太宗貞觀15年8月己亥。

た⁶。

およそ20万以上と算定される⁷唐軍は、645年の春、高句麗侵攻において序盤戦では勝利をおさめた。この年の5月、3万の新羅軍が北に高句麗を攻撃した。しかし、新羅軍の北進に乗じて百濟軍が東に新羅を攻撃するや、新羅軍が急に後退して帰還した⁸。いまや高句麗と唐の対決にともなう戦火が韓半島内にまで拡散した。

一方、この年の6月、倭国で政変が起き、執権貴族である蘇我氏勢力が一掃されて、中大兄王子を中心とした新しい勢力が執権し、続いて大化改新が断行された。この政変には蘇我氏勢力の専横という対内的要素以外にも、高句麗と唐との間の戦争にともなう緊迫した国際情勢と渡唐留学生を通した新しい文物に対する知識が、倭国朝廷の上下に新たな変化を追求する改革の必要性を切感させる要素として作用したようである。

遼東戦線は安市城郊外の会戦で唐軍が大勝をおさめ、安市城包囲戦が始まった。しかし、安市城を巡る攻防戦は長期化し、それとともに次第に高句麗軍の戦列が再整備されていった。そのような中で秋が深まり、北方の遊牧民国家である薛延陀と高句麗間の同盟を求める動きが具体化するや⁹、唐軍はついに9月末、撤収した。

3. 新・唐同盟対高句麗・百済・倭の連繋の形成

(1) 戦後の各国の動向

高句麗:対唐防御に对外関係の焦点を置いた。具体的に唐を側面から威嚇できる勢力との同盟を摸索したが、モンゴル高原の遊牧民集団が唐に屈服することによって、さらに西方へ交渉対象を求めた。ウズベキスタンのサマルカンド市郊外にあるアフラシャブ宮殿遺跡で発見された宮殿壁画に描かれている高句麗人とみられる鳥羽冠をかぶった2人の使節の姿は¹⁰、そのような高句麗朝廷の切迫した努力の証拠のひとつである。そして、645年の敗戦以降、唐の勢力が萎縮したことを利用して、再び遼河上流地域に勢力を伸ばし、契丹族を巡って唐と角逐を繰り広げ¹¹、一方では新羅を牽制するために百済との結束を強化し、倭国との交流に力を注いだ。

唐:646年に薛延陀を攻撃して服属させた後、高句麗に対して隨時、小規模な兵力を投入し、攻撃して退却する長期消耗戦を進め、高句麗を疲弊させようとした。そうした後、再度高句麗を大規模侵攻す

⁶ 《文館詞林》卷364“貞觀中撫慰百濟王詔”、“貞觀中撫慰新羅王詔”。

⁷ 盧泰敦、2009《三國統一戰爭史》서울대학교출판부、p.82、94。

⁸ 《三國史記》新羅本紀善德王14年5月。

⁹ 《新唐書》高麗傳。

¹⁰ L. I. Alibaum, Zivopisi Afraciaba, 1975, Tashkent, p.75.

穴澤和光・馬目順一、1976〈アフラシャブ都城址出土の壁画に見られる朝鮮人使節について〉《朝鮮学報》80。

金元龍、1976〈사마르칸트 아프라시아宮殿壁畫의 使節圖〉《考古美術》129 130、1984〈古代韓國과 西域〉《美術資料》34。

박진우、1988〈쏘련 싸마르칸드 아흐라샤브 궁전지 벽화의 고구려 사철도에 대하여〉《조선고고연구》1 988년 3기。

노태돈、1989〈高句麗渤海人과 内陸아시아 住民과의 交渉에 관한 研究〉《大東文化研究》23 : 1999《고구려사연구》사계절재수록。

¹¹ 《舊唐書》卷77韋挺子待價傳。

盧泰敦《前揭書》pp.118～9。

る方策を立てた。そして、唐軍の長く伸びた補給線の弱点を補完し、高句麗の防御力を分散させるため、高句麗南部に第2戦線を構築するよう努めた。そして自ずと新羅の戦略的位置に新たに注目するようになった。

百濟:高句麗・唐戦争においては実際の行動で高句麗を支援した。唐と高句麗の戦争は、隋と高句麗の戦争がそうであったように、高句麗に勝算があると判断したのである。645年の戦争の結果がそうであつただけに今回も自分たちの判断が正しいと確信し、戦後も続けて新羅を攻撃し、高句麗および倭との、特に倭との友好関係の維持に力を注いだ¹²。しかし、唐との関係の破綻を避けようとして、表面的には朝貢関係を維持した。しかし、すでに対外政策の基本方向を百済は選択し、その点を新羅と唐は十分に知っており、それに対する新羅と唐の対応のみ残っている状況となった。

新羅:新・唐の東進が阻止された状況で新羅は高句麗と百済の挾撃に悩まされる状態であり、百済と連繋した倭の動向も憂慮された。また、新羅内部では645年の戦争に直接参戦して失敗に終わった政策に対する責任を巡る論議が朝廷内でおこり¹³、後嗣がない女王の後継問題が深刻化していた。続いて646年9月に倭国が高向玄理を新羅に派遣して、両国間の懸案を議論するために‘質’の派遣を要請した。

このように内外の難題が重なった状況で647年の年初、首都で‘女主不能善理’を掲げた毗曇の乱が勃発した。乱は貴族会議勢力対金春秋・金庾信勢力の対決であり、後者の勝利で終結した。新たに擁立された真徳女王の下で金春秋・金庾信勢力が政局の主導権を掌握し、それ以後、中央集権化が急速に推進された。対内的な問題が一段落した後、対外的な危機の局面を開拓するため、倭国の要請に応じて647年、金春秋が倭国に派遣された。両国間の関係改善を求める、倭と唐間の通交を仲介する新羅の役割も議論されたようである¹⁴。金春秋としては倭国を親新・唐にするため努力したであろう。しかし、両国間の協議はこれといった明確な成果を挙げることができなかつた。そこで648年、金春秋は新たな突破口を探すため唐に渡っていった。

倭国:645年以後、改新政権は対外政策で新たな摸索を行った。新政権が親百済的であった蘇我氏勢力を打倒して執権し、渡唐留学生出身で新羅を経て帰国した高向玄理と僧旻たちが國博士となって改新政権のブレーンとして参与した事実などは、政策方向を巡って新たな摸索ができる客観的条件となつた。このような摸索の一環として646年9月、新羅に高向玄理を派遣して‘質’の、実際は高位貴族の派遣を要請した。それに応じて647年、金春秋が渡倭した¹⁵。この時、両国関係と唐と倭の国交再開などを含めた色々な懸案を巡り、意見交換が行われたようである。特に、後者における新羅の役割が議論されたようである。これは648年、唐に派遣された新羅使を通して倭の国書が伝達されたこと、金春秋に続いて649年、倭に金多遂が派遣された事実などを通して推測できるところがある。金多遂は644年、唐に

¹² 《三国史記》百済本紀義慈王13年8月条に“王与党倭国通好”としたことはそのような一面をあらわす。

¹³ 善徳女王14年(645)11月水晶を交替して毗曇を上大等にしたことは、この年5月に行った高句麗攻撃の失敗に対する貴族層たちの反発を収拾するための対策であったと考えられる(《三国史記》卷5善徳女王14年11月条)。朱甫墩、1993〈金春秋의 外交活動과 新羅 内政〉《韓國學論集》20。

¹⁴ 《旧唐書》倭伝。648年新羅使節が3回唐に派遣されたが、その内の1回の使節を通して倭国が唐に国書を伝達した(附新羅奉表以通起居)。こうしたことについては前年倭国を訪問した金春秋と倭国関係者間でも論議されたであろう。少なくとも新羅が積極的に唐と倭国との間の関係改善に一定の役割を果たしたことは確認できる。

¹⁵ 《日本書紀》卷25孝德紀大化2年9月條、3年是歲條。

使臣として派遣されて、新羅の対高句麗戦参戦を要求する唐の太宗の璽書を受けて帰国している。この時点に新羅と唐の対外関係に深い理解を持っていた金多遂を倭国に派遣したことは、まさに倭国を新・唐路線に引き入れようとする新羅の意図を込めた措置であった。

いずれにせよ、倭国は653年と654年、唐に使臣を派遣した。654年の場合、新羅を通じて唐に派遣された。この654年の遣唐使が帰国する際、新羅を支援せよとの唐の高宗の詔書を受け取った。しかし、倭国は特別な反応を見せなかつた。改新政権は対外政策として新たに摸索していたが、急激に政策が変化することはなかつた。新羅と百濟どちらか一方に賛成するのではなく、両国が倭国を大国と考え、競争して倭国と交流しようとするのを¹⁶みて、情勢を観望する姿勢を持続した。

(2) 新・唐の軍事同盟成立

唐:649年、唐の太宗李世民の死によって彼が計画した高句麗遠征計画は中断された。しかし、唐の東北方政策の最大目標は依然として高句麗の滅亡であった。ところが、長期戦が予想される対高句麗戦の計画の遂行のためには二つの条件の解決が必要であった。一つは西方の中央アジア地域における唐の支配力の確立で、もう一つは東北方において高句麗に対する挾撃と軍糧調達ができる同盟勢力の確保であった。唐の太宗は亡くなる前年に唐に来た金春秋と会って議論し、新羅と具体的な軍事同盟を結んだ。これは唐の高宗によって継承された。対高句麗戦において新羅の積極的な参与と活動をするためには、新羅軍の動きを牽制する百済の滅亡を先に企てることに両国が同意したようである。それとともに新羅の背後にある倭を牽制する必要性があった。新羅が倭との関係を改善しようとする努力を継続していたが、654年唐の高宗が倭の使臣に送った詔書で新羅に対する支援を要求したことはそのような一面を示している。こうした中、蘇定方率いる唐軍が657年から659年の間に中央アジア方面で西突厥を完全制圧した¹⁷。これに唐は660年、蘇定方を司令官として百済侵攻を敢行した。

新羅:648年、金春秋が唐に渡り、李世民と新・唐軍事同盟を結んだ。それ以降、新羅は既存の独自の年号を廃止して唐の年号を採択し、それとともに官服も唐のものを採択するなど急速な親唐政策を推進した。そして一方、650年から656年まで新羅は毎年倭国に使臣を派遣して関係改善を追求し、倭を新・唐軸に引き入れようと努力した。倭国の反応が思い通りにならないと、651年には唐式の官服を着た新羅使臣を倭国に派遣し、唐と新羅の結束を誇示するショック療法を駆使して倭国との関係に突破口を開こうと試みたりもした¹⁸。653年には倭国が第2次遣唐使、654年には第3次遣唐使を派遣した。後者は新羅道を経て、山東半島の萊州に渡った。つまり、新羅の協力と援助を得て派遣したのである。これは倭と関係改善をしようとする新羅の政策的意図と無関係ではないだろう¹⁹。

しかし、倭との関係進展をそれ以上期待することができず、むしろこれ以上交渉を試みると対百済戦の準備の妨害になると判断した。新羅は657年、倭の遣唐使と留学生が新羅を経て唐に行こうとするのを送り返すことで、倭との関係を事実上、断絶する措置をとった。

百済:651年、唐の高宗が百済の使臣に新羅との友好関係を頼み、これを拒否する場合、唐が直接介

¹⁶ 『隋書』倭國傳。

¹⁷ 『舊唐書』卷83蘇定方傳。

¹⁸ 『日本書紀』卷25白雉2年是歲條。

¹⁹ 井上光貞、1973〈大化改新と東アジア〉《岩波講座日本歴史2》岩波書店。

入することを通報した。しかし、百済は新羅に対する攻撃を継続することで、これに対する拒否の意思を表明した。百済は652年を最後に唐に対する使臣派遣を中断し、一方で650年から656年まで毎年倭に使臣を派遣して、倭との関係に大きく依存する政策をとった²⁰。つまり、高句麗－百済－倭を連結する協力路線を表明した。唐が攻撃できるという意志を表明したにもかかわらず、百済は想像力の貧困によって海路を通じた侵攻の可能性に対する特別な対応策を講じなかつた。

倭国:大化改新以降にも既存の百済との緊密な関係を維持した。それと同時に一方では新羅との関係を維持し、唐との関係改善も試みた。651年、唐服を着用した新羅の使臣に対して接見を拒否し激しい反応を見せたが、倭は明らかに新・唐軸と高句麗－百済軸のうち、どちらか一方に賛成しないようとする姿勢を堅持した。これは実際には後者に傾いてきた既存の立場を維持したものとなつた。659年、唐に派遣された倭国使が帰国しようとすると、機密漏洩を憂慮した唐が、彼らを対百済戦が終結する時まで抑留する状況が起きたことからも見て取れるように、倭国は相対的に国際情勢に無関心な一面を露出した。

第2節 百済の滅亡と百済復興戦争

1. 百済の滅亡

660年7月、新・唐同盟軍は水陸両面から百済を攻撃して、短期間の戦闘の果てに泗沘城と熊津城を陥落し百済を滅亡させた。すぐさま9月初めに唐軍1万と新羅軍7千を駐留させ、両軍の主力は百済から撤収した。首都圏が攻略されたが、それ以外の地域の百済の軍事力は保存されており、泗沘城陥落直後から各地で百済復興運動が展開された。初期の有力な動きは任存城(忠南礼山大興山城)を中心とした抵抗であった。唐軍と新羅軍は数回これら百済復興軍を攻撃したが、思い通りにならなかつた。次第に各地の復興運動勢力が連合する動きをみせ、その中心人物として福信が頭角をあらわした。福信は660年10月、倭国に出兵の要請と、扶余豊を王に擁立しようし、彼の帰還を要請した。これに対し倭国は百済復興軍に対する積極的な支援に出た。一方、唐と新羅は百済復興運動に対して積極的な対応をしないまま、百済を滅亡させた勢いに乗じて、高句麗攻滅戦に着手した。唐は660年12月に高句麗遠征を宣言し、661年1月から動員に入った。

一方、高句麗は658～9年にわたる唐の遼東方面に対する軍事的攻撃と牽制によって、660年に続く新・唐軍による百済攻滅戦に特別な対応ができなかつた²¹。続いて661年、唐軍は百済攻略戦のように水陸両面から大挙して高句麗侵攻を敢行し、新羅軍もやはりこれに参加した。この戦争は662年まで展開した。自然と新羅軍と唐軍は百済復興軍を攻略する余力がない状況であった。それによって百済復興軍は軍事的・時間的余裕を持つこととなり、さらには唐の駐留軍と新羅軍の攻撃を阻止するとともに錦江以南地域に勢力を拡大した。倭国は高句麗を支援するという意志を表明したが²²、実際には介入でき

²⁰ 脚注12に同じ。

²¹ 高句麗軍が660年11月1日臨津江岸の新羅七重城に対する攻撃を行つた。(《三国史記》新羅本紀武烈王7年1月1日)この対応は時遅といえるが、658～9年にわたる唐軍の遼東攻撃で唐の軍事的真意を把握できないまま防御策に重点を置いた結果と考える。この戦いもやはり短期的なものであつたが、続く唐軍の大規模侵攻によって南方を顧みる余力がなかつた。

²² 《日本書紀》卷27天智元年3月條。

ず、百濟復興軍の支援に集中した。

2. 周留城攻略戦と白江口の戦

百濟復興軍は661年3月頃、周留城(忠南舒川郡韓山乾芝山城)を中心地を移し²³、唐の駐屯軍に対する圧迫を加えた。そして661年9月、扶余豊が帰国して百濟王位に就き、その際倭軍5千が彼を擁護して百濟に到着した。倭国は662年正月、多量の矢などの物資を支援した。続いて扶余豊は中心地を周留城から錦江南側の避城(全北金堤)に移した。避城は平野地帯であり、ここへの遷都は長期的には復興軍の勢力基盤の拡大という意味があるといえるが、防御面での弱点が指摘され、反対意見が提起されたりもした。これを押し切ったものの、その後新羅軍が近隣まで圧迫してくると、百濟復興軍は再び周留城に戻ることとなった。それ以降、政治的基盤を異にした扶余豊と福信間の軋轢と対立が激しくなった²⁴。

百濟復興軍は新羅軍の攻勢に直面するや倭国に援兵を要請し、倭国は663年3月、2次援兵として2万7千を派遣して新羅を攻撃させた。悪化する周辺状況の中で福信と扶余豊間の葛藤が激化し、この年の6月、ついに扶余豊が福信を処刑する事態に至った²⁵。このような状況展開は復興軍内部の結束を大きく弱化させるとともに、百濟復興軍の内紛を捉えた新羅軍と唐軍はこれを好機として攻勢を展開した。この危機状況を開拓するために扶余豊は高句麗と倭国に救援を要請した。

この時、熊津城に駐留していた唐軍は孫仁師が率いる7千人の支援軍を迎えて、大いに士気が上がった。孫仁師の部隊は山東海岸地域の出身であり、多数が海軍と考えられる。新羅の文武王が28人の将帥と大兵を率いて熊津城に合流した。熊津城で開かれた戦略会議で二つの方向から周留城に向かって進軍することにした。陸軍は周留城へ向かう進撃路上にある険しい加林城(忠南扶余郡臨川面聖興山城)は飛ばして周留城を直攻することにし、海軍は熊津(江)から川に沿って下り、白江口に行き、そこで陸軍と合流することにした。陸軍が主力であり、これを海軍が補助する形勢であった。その点は両軍の将領の構成から確認される。陸軍の指揮部には文武王と新羅将帥たち、そして当時、百濟駐屯唐軍司令官である劉仁願と孫仁師たちがおり、海軍のそれは劉仁軌と杜爽・扶余隆たちからなっていた。当時、劉仁軌は唐の追加支援軍司令官である熊津道行軍総管孫仁師麾下の幕府の参謀である行軍長史であり、杜爽も麾下の別将であった²⁶。陸軍は新羅軍が中心であり、海軍は唐軍が主力であった。

²³ 福信は661年3月に起こった新羅軍の周留城攻撃を撃退し、その勢力を錦江の南側に拡大した。この頃に中心地を周留城に置いたようである。

『三国史記』文武王11年7月条。「答薛仁貴書」‘熊津請兵 日夕相繼 新羅多有疫病 不可徵發兵馬 苦請難違 遂發兵衆 往囲周留城 賊知兵小 遂即來打 大損兵馬 失利而歸 南方諸城 一時總叛 幷屬福信 云々’。

²⁴ 避城遷都を倭国の支援に勢力根拠を置いていた扶余豊が主導したのではなく、土着基盤を持っていた福信が長期的な観点から勢力拡大を追求するために主導したと考える見解がある(鈴木英夫、1997『百濟復興運動と倭王権—鬼室福信斬首の背景—』)。しかし『日本書紀』天智元年12月の記事によると扶余豊が主導したとみることができる。つまり、扶余豊が百濟復興運動の初期から福信の勢力根拠地であった周留城など錦江の北側地域から脱して錦江の南側地域に新たな根拠地を構築しようとする意図とみることができる。

²⁵ 『日本書紀』卷27天智元年3月條。

²⁶ 劉仁軌がその後大きく出世して『新旧唐書』に立伝されているが、韓半島で活動した時期の劉仁軌に関する記録の中には様々な箇所に不確かな点がみられる。その点と彼と劉仁願との関係について、拜根興、2003『七世纪中葉唐與新羅關係研究』中国社会科学出版社、pp.152～160.参照。百濟復興軍を鎮圧した後に建てられた

海軍は白江河口で陸軍に必要とされる軍糧を運送し白江口を防御して、海から来る援兵(倭兵)を阻止することが主な目的であったようである。

陸軍はまず豆良尹城(忠南青陽郡定山面鶴峯山城)を攻略した後、8月13日、周留城に到着した。ちょうど倭の支援軍が到着するという情報が伝えられるや扶余豊は一部倭軍と復興軍を率いて8月13日、白江口方面にこれを迎えに行った²⁷。倭の支援軍と共に周留城を攻撃する新・唐軍を内外からはさみ撃ちするという目的と共に、最悪の場合、退路を確保しようとする意図もあったのであろう。続いて新・唐軍が17日、周留城を包囲し攻撃した。

8月17日、白江口に唐の海軍が到着して陣を立てて待機した。8月27日には倭の海軍が到着した。両者間の交戦の序章は川岸で百濟復興軍の騎兵と新羅騎兵の間で繰り広げられた。やがて二日間にかけて唐と倭の海軍の間で戦いが展開した。戦いは倭軍の敗北によって終わり、扶余豊は高句麗へと逃げた。

白江口の戦の結果は戦艦の性能と戦術などにみられた両者間の軍事力の違い²⁸とともに、両者の執権体制における成熟度の違いが反影されたという解析が一般的である²⁹。ただ、当時の倭軍兵士の出身地域が広範囲であり、将帥と兵士の出身地が一致しない事実や³⁰、倭軍の‘前・中・後軍’体制が普遍的な軍隊編制様式であるという点と、‘大將軍’の存在を伝える記録などを重視しなければならないという指摘がある。つまり、倭軍の性格が地方有力者の麾下の軍事力を糾合して臨時的に編成された軍隊であり、上下の指揮体系が確立されていなかったという解析は結果論的なものにすぎないという批判である。このような点は今後さらなる検討の余地があるが、当時の倭国がまだ律令に基づいた国家体制を成立させる以前であったという点は留意しなければならないだろう。

それともに白江口の戦について一度考慮しなければならない点は、この戦いが持った比重とその意義に対する理解である。白江口の戦の意義を当時の東アジア国際情勢を判断する決定的な会戦であったと理解しようとする見解は行き過ぎた誇張であるという事実である。この戦いの主力が唐軍と倭軍であったという点を強く意識して、あたかも後日の壬辰倭乱とともに清日戦争に対比させて、古代の中国勢力と日本勢力が韓半島で雌雄を決する戦いのように認識しようすることは実状と合わない。もちろん、この戦いが百濟復興戦争に決定的な影響を与える、そして、これを境にして倭の勢力が韓半島から完全に退くことになることは、古代韓日関係史において大きな意味を持つ。この戦いで敗北以降、日本は中央集権的国家体制である‘律令体制’を形成したほど、この戦いが日本史の展開に一段落つける契機となったことは事実である。そのような面から白江口の戦が持つ歴史的意味は重視されなければならない。しかし、この戦いは唐の立場からはそれほど大きな比重を占める戦いではなく³¹、新羅においても主な戦いではなかった。戦いの規模は両者ともに各々実際に動員した兵力が一万数千名の線を越えない

のが“劉仁願紀功碑”であったという事実は、当時唐軍の総帥が劉仁願であったことを物語っている。

²⁷ 『日本書紀』天智2年8月甲午。

²⁸ 卞麟錫、1994『白江口戦争と百濟 倭・関係』한울、p.170～185.

²⁹ 八木充、1970『百済の役と民衆』『国史論集』(小葉田淳教授退官紀念会出版)、鬼頭清明、1976『白村江の戦いと律令制の成立』『古代日本国家の形成と東アジア』校倉書房、pp.158～171.

森公章、1998『「白村江」以後』講談社、pp.149～152.

³⁰ 森公章、1992『朝鮮半島をめぐる唐と倭—白村江会戦前夜』『古代を考える 唐と日本』吉川弘文館.

³¹ 韋蘭春、2000『‘白村江の戦’と戦後の唐・日関係』『国学院大学日本文化研究所紀要』85.

い程度であった。何よりこの年に繰り広げられた百濟復興戦争の主戦場が周留城攻略戦であったという事実と新羅軍の存在を軽視することになり、さらには新羅を受動的な存在として把握する歴史理解を招く恐れがある。これはその後の歴史展開を理解するうえで役に立たない。

一方、包囲された周留城は白江口の戦の結果が知らされた後、9月7日に降服した。まだ任存城が抵抗を続けていたが、これによって百濟復興戦争は事実上終結した。

3. 百濟復興戦争以降の各国の動向

唐の東方政策における最優先課題は高句麗攻略であった。そのために唐は百濟地域に対する安定的な支配権の確立に力を注いだ。熊津都督府は内部には戦後復旧策を通して、百濟遺民たちを懷柔して安定させようと努力し、外部には新羅勢力の浸透を阻止するために新羅王と熊津都督扶余隆の会盟を強要し実行した。そして、倭国と幾度か交渉を試みたが、これは倭国を唐の勢力下に引き込もうとする目的と共に新羅に対する牽制策でもあった。

こうした中で新羅と唐の間には戦後の百濟地域の支配権を巡り対立が生じた。新羅は唐と倭の交通にも疑惑の眼差しを送ったが、これらすべてのことを対高句麗戦以降に先送りせざるを得なかつた。

一方、倭国では新羅軍と唐軍による日本列島侵攻の可能性に対する憂慮が高潮し、その対策に腐心した。百濟遺民たちの助力を受けて、いわゆる朝鮮式山城を西部日本各地に築城したこともその一環であった。唐の交渉の試みに対して倭国はこれに消極的に対応するものの、唐を刺激しようとせずに情勢の推移を注視する慎重な姿勢を堅持した。

高句麗は百濟の滅亡によって、その戦略的位置が大きく弱化した。こうした状況に接して淵蓋蘇文は後継の構図を具体化する作業を急いだ。彼は早くから息子たちに兄系官等を与え、当時の地方長官や軍の各級部隊長には兄系官等を持った彼らが就任した。つまり、息子たちに早くから単位機関や部隊の指揮官職を歴任させたのである³²。彼の長子である男生は15才で中裏小兄、18才で中裏大兄、23才で中裏位頭大兄、その翌年に將軍職を受け、28才で(661年)莫離支三軍大將軍、32才(665年、宝藏王24年)に太莫離支となって軍国の機務を総括した³³。彼が莫離支三軍大將軍になった年が百濟滅亡の翌年である661年であった。この年に淵蓋蘇文は男生に事実上軍事権を大幅移譲したのである。男生はこの年にあった唐軍の侵攻に対抗して鴨綠江防御戦を実際に主導した。ところが、男生の弟である男産も15才で小兄を除授され、18才で大兄を、21才で中裏大活、23才で位頭大兄を受けた後、昇格して中軍主活を歴任し、30才で太大莫離支になった³⁴。彼が歴任した中裏大活と中軍主活は具体的な性格は分からぬが、官等でなく官職と考えられる。それもやはり軍権を分占したのである。墓誌銘が伝えられていない男建の場合も似た過程を経たものと考えられる。このように淵蓋蘇文は息子たちに軍権を分けて、自身の死後の安定的な権力承継が行われるように図った。しかし、むしろこれが内紛を触発する要素となつた。

³² 墓誌銘、1999《前掲書》pp.476～8.

³³ 朴漢濟、1992《泉男生墓誌銘》《譯註 韓國古代金石文(I)》pp.493～494.

³⁴ 朴漢濟、1992《泉男產墓誌銘》《前掲書》、p.529.

第3節 高句麗の滅亡

666年、兄弟間の権力闘争から排斥された男生が国内城を根拠として唐に投降した。絶好の機会を得た唐は大兵を動員して高句麗を侵攻した。長い間の戦乱によって疲弊したところ、最高指揮部で起きた内紛と投降は高句麗の抵抗力を大きく弱化させた。絶望的な状況で高句麗は倭国に使節を送って³⁵、出兵の要請をしたようであるが、倭国はこれに応じなかつた。唐軍に軍需品を供給して助戦した新羅は、668年の最終的な平壤城攻略戦に文武王が直接大軍を率いて参戦した。この時、金庾信は首都にどどまつて後方の業務を総括した。ついに668年9月初め、平壤城が陥落した。

第4節 新・唐戦争と新羅・倭(日本)の関係

1. 新羅・倭国交再開と新・唐開戦

668年9月12日、新羅使金東巖が倭国に到着した。この年は657年に両国間の国交が途絶えてから11年ぶりであり、平壤城が陥落する直前であった³⁶。

新羅朝廷が金東巖を倭国に派遣したことは目前に近づいた高句麗滅亡以降に必然的に経なければならぬ唐との戦争に対備させるために、背後の安全を図ろうとする事前措置であった³⁷。新羅朝廷は倭国との和解と国交再開を希望したようで、高句麗滅亡後に予想される新・唐軍の侵攻を憂慮した倭の朝廷はこの提議に友好的な反応をみせた。新羅使を歓待したことや倭王天智と重臣中臣鎌足が文武王と金庾信にそれぞれ船1隻を贈るなどの反応はそのような側面を物語ってくれる。これ以後、両国の関係は急速に好転した。

このような措置があつた後、新羅朝廷は669年5月以前に唐と開戦した。670年3月、新羅軍と高句麗遺民軍の連合軍が鳴綠江を越えて遼東地域に共同作戦を繰り広げ、唐軍が遼東方面での戦いに力を注ぐ間、文武王が直接率いた新羅軍の主力はかつての百済地域の唐軍に対する全面的な攻撃を敢行してこれを制圧し、672年泗沘城に所夫里州を設置した。これに先立ち670年、宝藏王の婿で淵淨土の息子である安勝が率いた高句麗遺民集団を金馬渚に安置させ、安勝を高句麗王に封じた。ひとまず開戦した後、新羅は政治・軍事の面で成功的に緒戦を飾った。そのように戦争が進行したことには、唐が吐蕃との戦争に力を注がなければならないという周辺の状況が一定して作用した³⁸。

この頃、倭国は669年の末に唐、そして670年9月には新羅にそれぞれ使臣を派遣し、高句麗滅亡以降の唐の対外政策と新・唐戦争の状況など新たな情勢の把握に力を注いだ。一方、孤立無援に陥った

³⁵ 『日本書紀』卷27天智5年正月、7年7月。

³⁶ 9月12日は『三国史記』によると平壤城が陥落する9日前であり、『資治通鑑』によれば陥落当日である。

³⁷ 松田好弘、1980〈天智朝の外交について〉『立命館文学』415、416、417。

直木孝次郎、1985〈近江朝末年における日唐関係の一考察—唐使郭務悰の渡来を中心に—〉『末永先生米壽紀念献呈論文集』。

鄭孝雲、1993〈天智朝 對外關係에 대한 一考察—백강구전후의 대외관계를 중심으로—〉『韓國上古史學報』14。

金恩淑、1996〈百濟復興運動 以後 天智朝의 國際關係〉『日本學』15。

盧泰敦、1997〈對唐戰爭期(669~676) 新羅의 對外關係와 軍事活動〉『軍事』34。

³⁸ 陳寅恪、1944〈外族盛衰之連環性及外患與內政之關係〉『唐代政治史述論考』(1982、上海古籍出版社)。

黃約瑟、1997〈武則天與朝鮮半島政局〉『黃約瑟隋唐史論集』。

徐榮教、2002〈羅唐戰爭과 吐蕃〉『東洋史學研究』79。

熊津都督府は活路を見いだすために日本³⁹との交渉に力を傾け、その軍事援助を得ようと努力した。671年には唐人官吏を派遣しただけでなく、麾下の百濟遺民集団をして日本に使臣を送るようにした。しかし、すでに新・唐戦争の進行状況を知っていた日本としては唐に協力して新羅との戦争に介入する意思はなかった。しかし、唐に敵対的な態度をあえてあらわそうとすることもなかった。そのような状態で、671年11月唐人郭務悰が率いる600人余りと百濟人沙宅孫登ほか1400人など2000人余りを乗せた大規模船団が日本にやってきた。これらの中で沙宅孫登ほか1400人余りは白江口の戦時に捕虜となった日本人と百濟人と考えられ⁴⁰、彼らを送還する代わりに軍事援助を獲得しようとする目論見であったようである。この時、ちょうど天智王が亡くなり継承紛争(壬申の乱)を経て天武が即位する王位交替期であったため、その解決に時間がかかり、翌年日本朝廷は兵力でなく軍需物資を支給することで手を打った。それと共にこの年、日本を訪問した新羅使に船1隻を与えて、新羅に対する日本の友好的立場を表現した。郭務悰一行が帰って以降、702年に再び遣唐使を派遣する時まで日本と唐の交渉は途絶えた。

一方、671年に高句麗使が日本を訪問した。この高句麗使は金馬渚にある安勝の高句麗であった。新羅の慫恿と支援下になされた使臣派遣であった。これ以後にも金馬渚の高句麗国から日本への使節派遣は680年代初めまで行われた。唐と新羅は日本の動向に神経を尖らせ、それぞれ百濟遺民と高句麗遺民を動員して自ら有利になるよう、日本を味方に引き入れようと努力したのである。

ところが新・唐間の開戦によって、白江口の戦以降続いた安全保障の危機から抜け出した日本朝廷としてはどちらか一方に加担したり戦争に介入しようとせず、情勢を観望する姿勢を堅持した。さらに新たな情勢を積極的に活用して、対内的に中央集権の強化と体制整備に拍車をかけた。

2. 新・唐戦争の推移と新羅・日本の関係

唐との戦争が加熱するほど、日本の動向が新羅の安危に重大な要素となった。新羅は多くの物品を日本に送った。それに比べ、日本は新・唐戦争初期には新羅に物資を提供したが、その後そのような行動はみられなかった。使臣派遣も新羅がより頻繁に行なった。(表1、2)これはより差し迫っていた側が新羅であったという客観的状況にともなう結果であり、それに比べて新・唐戦争が泥沼化することによって、より余裕ができた日本朝廷の反応といえる。

特に唐軍の攻勢に押されて新羅が危機に瀕した時はことさらであった。例えは674年、唐が文武王

³⁹ 倭がその国号を日本に定めた正確な時点については諸説がある。《三国史記》新羅本紀文武王10年12月条に“この時初めて倭から日本に国号が変更された。太陽が上る所に近接していることからそのように名付けた(自言近日所出以為名)”とある。もし、これを事実として受け入れるならば、恐らくこの年9月に新羅に派遣された日本使節阿曇連頬垂を通して国号変更が新羅に知らされたようである。ところで、この部分の記事が《新唐書》日本伝の記事と一致しており、それを転載したという主張も提起されている(秦政明2000、『三国史記』倭国更号日本の史料批判)。事実、上の《三国史記》の記事は《新唐書》日本伝の記事を転載したようである。ところで、なぜ《三国史記》の撰者がこの記事をよりによって文武王10年12月条に転載したのであろうか。表現字句は《新唐書》のそれを転載したが、この記事を文武王10年12月条に記述したことは新羅自体の伝承にその年に何かこれと関連した言及があったが、これを圧縮して記述するために《新唐書》日本伝の記事を援用したのではないだろうか。いずれにせよこのような推定も依然として論議の余地を抱えているだけに、670年に国号の改正があったと断定しがたい。ただし本稿では暫定的に《三国史記》の記録によって670年12月以前の場合は倭、それ以降は日本と表記する。そして、天皇の称号の場合もその使用時点について多くの論議があるが、ひとまず天武以降からは天皇の称号で表記し、それ以前は王と記述する。

⁴⁰ 松田好弘、〈前掲論文〉、直木孝次郎(前掲論文)。

の冊封を取り消して王の弟である金仁問を新羅王に封じた後、大規模軍事的攻勢を取るや新羅は675年2月、日本に破格的に王子忠元と級浪金比蘇など大監2人と大奈麻朴務摩など弟監2人を使節として派遣した。それ以前まで日本に送った使臣の官等は主に級浪であった。ところが今回は王子を送って武官である大監と弟監をそれぞれ2人ずつ送ったことは、新羅朝廷が感じている危機感を反映したものである。つまり、唐の政治・軍事的攻勢に対応して、日本の動静を調べ、変わりない新羅支持を説得しようとするものであった。そして、万一の軍事的助力を要請した可能性もある。そして引き続き、この年の4月に新羅が再度級浪朴勤修と大奈麻金美賀を高句麗の大兄多武などと共に日本に派遣した。急迫した状況展開を感じさせる。これは675年2月、劉仁軌の唐軍が七重城地域で新羅軍を撃破するなど攻勢を強化する状況と関連するものである。

この時、新羅使臣を迎えた後、日本朝廷は特別な反応を示さなかつたようである。観望の姿勢を維持しつづけた。それと共に7月、新羅に使臣を派遣して情勢探索を行った。つまり、事態を判断するのは韓半島での新羅軍と唐軍間の戦況である。究極的にはそれに基づいて、日本の去就を決定する政策が成り立つためである。

ところが新羅は戦争中にも、唐との朝貢冊封関係を維持した。これを活用して唐に対する強硬両面の対応を行った。四天王寺と望徳寺の説話は当時、新羅が接した困難と唐に対する両面対応の断面を伝える⁴¹。また、唐との外交関係を維持したのには日本に対する考慮も作用したようである。つまり、いつでもまた唐と再結束できるという余地を残しておき、日本の政策変更の可能性を牽制しようとする意図がそれである。唐も吐蕃の攻勢に直面していた関係で、軍事的余力があまりなかつたため、事態が急で差し迫れば新羅と朝貢冊封関係を通して折衷するなど軍事面での緩急を調節した。対唐戦争の期間中にも新羅が唐の年号を使い続けたことは、慶州で発掘された銘文瓦片や磚片と石刻等を通して確認される⁴²。

現実的に唐と対決する状況で新羅としては、日本との外交で困難を持ち堪えざるを得なかつたため、671年6月以降‘別献物’として大臣と君卿に別に物品を送る⁴³など対日外交に尽力することになった。それに反して戦争が長期化して、安保の危機から抜け出した日本は新羅に対して次第に高姿勢となつていった。

第2章 7世紀終盤～8世紀代における新羅と日本の関係

第1節 676年以降の新羅と日本の関係

1. 新羅と唐の関係

676年、唐軍が韓半島から撤収した後、新羅と唐間の表面的な戦争状態は終結した。しかし、両国間

⁴¹ 『三國遺事』巻2文虎王法敏。

⁴² 雁鴨池から出土した‘調露二年銘磚’、蘿井遺跡と望星里瓦窯址からそれぞれ出土した‘儀鳳四年皆土銘瓦’、川前里書石の‘上元二年銘’と‘上元四年銘’などがその具体的な例である。

⁴³ 『日本書紀』巻27天智10年6月。

には裏面的対立が持続した。唐は機会があれば再び韓半島に侵攻しようとする姿勢を堅持した。実際に678年には大規模な新羅遠征計画を推進した。この計画はちょうど吐蕃が唐に対して攻撃を敢行することによって、両面戦争に負担を感じた唐の朝廷が実行に移せなかつた⁴⁴。しかしそれ以降にも唐は高句麗と百濟の王孫を各々‘高麗朝鮮郡王’と‘百濟帶方郡王’に封じて唐の首都に留まるようにして⁴⁵、新羅の韓半島領有を認定せず、新羅に対する圧迫を続けた。それによって両国間には裏面的対立が持続した。そして680年、神文王即位の直後、唐が太宗武烈王の諡号が唐太宗の廟号と同じであるという点を挙げて、その改正を要求するや新羅朝廷がこれを拒否するという外交的混乱が引き起こされたりもした⁴⁶。

このような唐の政策に対応して新羅は対唐防御策に力を注がざるを得なかつた。王権と中央集権力の強化、軍備拡充を企てた。王直属の中央軍団である9誓幢中、5個が676年以降に編成され、9州5小京体制を確立し、一部貴族に対する肅清が行われたことはそのような一面を物語っている。対外的緊張と危機意識はこのような政策を推進する主要動力として作用した⁴⁷。

2. 新羅と日本の相互認識; ‘隣国’ と ‘蕃国’ の同床異夢

7世紀後半、日本は新羅が唐の東進の勢いを止めている間、律令体制の確立に主力した。唐の律令体制を受け入れ日本は、皇帝国としての意識と儀礼を持とうとした。対内的には日本に移住してきた高句麗と百濟遺民に‘百濟王’ や‘高麗王’ という姓を賜与して、朝廷に仕宦させることで、天皇の位相を高める要素として活用した⁴⁸。対外的には帝国としての位相を具現するために蕃国の存在が必須であるため、新羅を蕃国に位置づけ、それに相応しい儀礼を新羅に強要した。“大唐は隣国で、蕃国は新羅である”という意識がそのような側面を端的にあらわしたものである⁴⁹。このようなこの時期の時代状況と、当時の日本支配層の三国に対する認識が『日本書紀』の歴史観に反映された。

一方、唐と対立を続けていた新羅は、自国を朝貢国と見なそうとする日本の主張に受動的ながら応じざるを得ず、莫大な物資を日本に送った。唐との開戦以降、新羅から送られた物品は主に高級シルクと金属器および屏風・幡等の奢侈品と仏教関連物品及び金銀などだった。その中には孔雀・鸚鵡・香薑など東南アジア産と駱駝といった内陸アジア産の動物が含まれているが、これらの物品は唐との交易を通して購入したものであった。これは一面では高級文物を提供することで、このような物資を通して新羅国の文明と国際的交易範囲を誇示しようとする意味が含まれていた⁵⁰。近年、奈良など近畿地域の王宮

⁴⁴ 『舊唐書』卷85張文瓘傳。

⁴⁵ 『舊唐書』高麗傳、百濟傳。

彼ら二人の郡王の正式称号はおそらく‘朝鮮郡王’と‘帶方郡王’であると思われる。ただし日常的に‘高麗朝鮮郡王’‘百濟帶方郡王’と称されることもあった。二人の郡王は725年、泰山の封禪の際に内蕃の王として参加したことからみて、8世紀前半まで存続したことが分かる(『舊唐書』卷23禮儀3.開元13年11月壬辰條)。

⁴⁶ 権憲永、1997、『古代韓中外交史—遣唐使研究』、p.45参照。

⁴⁷ 盧泰敦、2009『前掲書』pp. 276～278.

⁴⁸ 篠敏生、1989、〈百濟王姓の成立と日本古代帝国〉、『日本史研究』317.

⁴⁹ 『令集解』卷31公式令詔書式條。

⁵⁰ 新川登龜男、1988〈日羅間の調(物産)の意味〉、『日本歴史』481;1999〈日羅間の調〉、『日本古代の對外交渉と仏教—アジアの中の政治文化』吉川弘文館。

金昌錫、2004〈8세기 신라 일본 간 외교관계의 추이—752년 교역의 성격 검토를 중심으로—〉、『歴史學報』184.

跡や寺跡・古墳などからこの時期の新羅綠釉土器が出土している。新羅でも中央で特別管理する高級品目である綠釉土器の日本流入は両者間の国家的交渉を通してのことであろう⁵¹。この時期、唐の侵攻の可能性に備えた軍備拡充と共に日本に対する物資供与は新羅にとって莫大な財政負担であった。

新・唐間の戦争と対立により最大の受惠国でありながらも苦境に立った新羅を圧迫する日本に対して、新羅朝廷は少なくとも表面的には不満や敵対感を示さなかった。それでも明示的に日本の新羅藩国觀を受け入れたようでもない。この時期、日本朝廷の要求にもかかわらず新羅使は‘表文’を携帯せず⁵²、新羅自体では唐の年号を使い続けた。このような事実は直ちに新羅人の对外意識と政策の断面をあらわしたものである。表面的には緊密な交流にもかかわらず、裏面的には日本に対する警戒と対立意識を堅持したのである。文武王の海中陵説話と感恩寺(鎮国寺)創建縁起説話はこの時期における新羅人の対日意識の内面を物語っている⁵³。

相手に対する互いに異なる認識が潜伏したまま表面上の緊密な交流を持続したが、これは对外的条件の変動によって、つまり新羅と唐の関係が変化する際、遅かれ早かれ破綻せざるを得ない性格を持ったものであった。

第2節 8世紀における新羅と日本の関係

1. 渤海の勃興による国際情勢の変動

8世紀に入って日本は大宝令を撰修した直後の702年に遣唐使を送り、唐との国交を再開した。続いて703年、新羅に204人の大規模な使節団を派遣した。律令体制の基本枠組みを樹立した後、これに対する自信をあらわして、これを唐と新羅に知らせ、日本の国際的地位を高めようとする意図と考えられる⁵⁴。それとともに大宝令の内容を適用・点検して、それに対する反応を探索しようとする面もあったようである。新羅もまた703年唐に使節を送り、以降ほぼ毎年使臣を派遣した。ここに東北アジアの国際関係が7世紀後半とは全く異なる様相を示すようになった。

8世紀以降、国際情勢に新たな変化の変数として浮び上がったのが渤海の勃興であった。698年、建国直後の渤海は突厥と⁵⁵新羅⁵⁶に使臣を送って建国を通報し、急速な勢力拡大を進めていった。渤海がその勢力を南へ拡張して、新羅は718年、漢山州管内に多くの城を築城し、721年には阿瑟羅道の壯丁2千を徵発して北側境界に長城を築造した⁵⁷。北方の新たな情勢に対応した措置であった。渤海の勃興は新羅朝廷に安全保障上の問題に新たな注意を向けるようにした。北からの脅威は南からの脅威の

⁵¹ 洪普植、2004〈日本出土 新羅土器外 羅日交渉〉《韓國上古史學報》46.

⁵² 日本に派遣された新羅使が表文を携帯したことを示す例として挙論される唯一のものが、703年の“新羅國使薩浪金福護表云 寡君不幸 自去秋疾 以今春薨 永辭聖朝 肃思 其蕃君雖居異域 至於覆育 允同愛子 雖壽命有終 云云”という記録である。ところでこれは新羅王の国書ではない。‘寡君’で始まる表文は、その文体からみて新羅の公的機関として作成されたというより新羅使臣の口奏を日本人が中国の古典を引用した、いわゆる律令的筆法で作成または新羅使臣のものを改作したものである可能性が高い(延敏洙、2003《古代韓日交流史》혜안, pp.244～245.)。

⁵³ 《三國遺事》卷2萬波息笛。

⁵⁴ 石母田正、〈天皇と諸蕃〉《石母田正著作集》4、1989.所収。

⁵⁵ 《舊唐書》渤海靺鞨傳。

⁵⁶ 崔致遠、〈謝不許北國居上表〉《崔文昌侯全集》。

⁵⁷ 《三國史記》聖德王17年、20年条。

可能性を再び思い出させた。両方面の状況は新羅の国家安全と危機に直結して相互連動しうるためである。722年、聖徳王は首都の南側の出口である蔚山港と通じる要所の毛伐郡に閑門城を築城して日本に備える措置をとった⁵⁸。これと共に对外的には唐との関係を強化する方向に政策を展開した⁵⁹。唐も渤海を牽制する必要性から新羅に対する既存の敵対的政策を変えるようになると⁶⁰、新羅と唐は急速に関係改善をすることになった。それによって日本に対する新羅の戦略的位置は大きく改善された。

日本は720年、渡嶋津輕津司の諸君鞍男ら6人を‘靺鞨國’に派遣して、その国の状況について探索させた⁶¹。この‘靺鞨國’が具体的にどの国を意味するのかは明らかでないが、これを渤海とみる見解もある⁶²。とにかくこれは渤海国の勃興によって起きた現象の一つとみることができよう。続いて727年、渤海が日本に使節を送って、両国が通交することになった。黒水靺鞨を巡って唐と対立しており、また唐と新羅が緊密な関係を結んでいる状況で、渤海はこれに対する対応策として日本との連繫を企てたのである。

733年の渤海に対する新・唐軍の挾撃が失敗に終わった後の734年、唐は大同江以南を新羅が統合したことを正式に承認し、渤海と新羅間の対立と勢力均衡を通じた東北アジア情勢の現状維持を指向するという方向に政策転換した。新羅もまた渤海に対してこれ以上攻勢をとらなかった。唐と渤海間の関係もまもなく正常化した。それによって新・唐・渤海の関係が構造的に安定化していった。

一方、渤海は734年以降にも日本との友好関係を維持した。これによって日本は新羅と渤海の対立相を活用できる位置に立つことになった。しかし、新羅と渤海の関係はそれ以上悪化せず、現状維持を保った。

このような状況の変化によって、既存の新羅の対日本政策は根本的に転換することになった。それは外交儀礼上の摩擦として表面化した。

2. 新羅・日本間の外交紛争

735年に日本に来た新羅使金相貞が自国を王城国であると称したことを問題として、日本朝廷が接見を拒否して使節を帰国させた⁶³。続いて新羅に使節として派遣されて737年2月に帰国した日本使節が“新羅失常禮不受使旨”と復命した。その具体的な事端の内容は伝わっていないが、このことに対する対応策の準備のために上・下位官人45人から数度に渡り意見開陳を聞くことになり、続いて諸司から抗議使を派遣しようとか軍を派兵しようなどの対策が提起されたりもした。4月には伊勢神宮など5ヶ所の神社にこの事件を告げる儀式が執り行われた。しかし、それ以上なんら具体的かつ実質的動きはなかった⁶⁴。続いて日本は738年6月、来日した新羅使の入京を拒否し、742年2月にも新羅使の入京を拒否して

⁵⁸ 《三國史記》聖徳王21年条。

⁵⁹ 聖徳王3年(703)から聖徳王36年(737)の間に新羅は唐に46回、使臣を派遣した。

⁶⁰ 714年、唐の玄宗が内殿で新羅使臣に対する饗宴を催し、宰臣と四品以上の清官たちを宴会に参席させたことは、この頃の唐の対新羅政策を象徴的に示すものである(《三國史記》聖徳王13年10月)。

⁶¹ 《續日本紀》卷8、元正天皇養老4年正月丙子。

⁶² 烏山喜一、1968《渤海史上の諸問題》風間書房、pp.232～5.

⁶³ 《續日本紀》卷12天平7年2月癸丑。

⁶⁴ 《續日本紀》卷12天平9年2月己未、3月壬寅、4月乙巳。

帰国させた⁶⁵。

742年(景德王元年)10月、新羅は日本使臣の接見を拒否して送り返した⁶⁶。これもやはり具体的な理由は伝わっていないが、恐らく外交儀礼を巡る摩擦に起因したようである。続いて743年、新羅使が日本に持つていった物資を新羅使が口頭で‘土毛’といったのを、日本側が服属を示す意味を込めた‘調’といわなかつたとし送り返した⁶⁷。前年にあった新羅朝廷の措置に対する報復的な性格を持ったものと考えられる。そして、‘土毛’という言葉の意味を生かすならば、それまで新羅が日本に送った物品中、土産品は送り続け、その他のもので新羅が対外交易を通して確保した唐および東南アジア産物品を交易品に転換しようとする試図をあらわしたものではないかという推論⁶⁸を考えてみることもできよう。

いずれにせよ、このような両国間で繰り広げられた相手国の使臣の接見を拒否した事件は変化した国際情勢下で両国関係を新たに設定しようとする新羅の企図に沿つたものといえよう。743年以降751年まで両国間の交渉はなかった。その後752年、新羅使節700人余りが日本を訪問した。その内370人が日本の首都に行った。両国間の関係改善を摸索して交易しようとする目的であった。現在、正倉院などに所蔵され伝わっている‘買新羅物解’はこの時の新羅使が交易を目的に持ってきた物品の中で日本の貴族たちが購買しようとする物品の種類と価格を記録して内蔵寮に報告した文書と考えられている⁶⁹。つまり、外国使臣が持ってきた物品は官庁でまず購買するという‘官司先買’の原則のため、このように物品購買希望書を官に提出した後、待ったのである。この時、首都に行かなかつた新羅使節三百数十人は恐らく大宰府などにとどまって交易したのであろう。これはまさにこの新羅使節団の主要目的が外交にとどまらず交易にあつたことを物語つてくれる。彼らが持ってきた物品には貴族たちの工房で作ったものが大量に含まれていたであろう。正倉院所蔵新羅氈の貼布記分析を通して、その点が具体的に論じられるようになり⁷⁰、正倉院所蔵の‘新羅楊家上墨’・‘新羅武家上墨’もやはりそのような製品で、新羅では対外交易用として作られたものと考えられる⁷¹。この752年の新羅使節を通してみた場合、両国間の交渉で交易が占める比重が大きくなつたようであるが、政治的な相互認識の差は依然としてあつた。そのことは続けて事端を惹起した。

753年8月、景德王は新羅に来た日本使臣を傲慢無礼であると接見を拒否して送り返した⁷²。一方、唐に行った新羅使と日本使が753年正月、唐の朝廷の新年儀礼に参加したが、日本使臣は吐蕃使臣の下の西畔第2位に、新羅はアラブ国の上の東畔第1位に位置させた。日本使がこれに抗議して序列調整を要求するいわゆる争長事件が発生し、この事件は翌年754年正月、日本使節が帰国した後、日本朝廷に報告された⁷³。

このような一連の事件があつた後、758年9月、渤海に派遣された日本使節小野田守が帰国したが、

⁶⁵ 《續日本記》卷13、天平10年6月辛酉、《同》卷14、天平14年2月庚申。

⁶⁶ 《三國史記》景德王元年10月。

⁶⁷ 《續日本紀》卷15天平15年4月甲午早。

⁶⁸ 金昌錫、〈前掲論文〉。

⁶⁹ 東野治之、1977〈鳥毛立女屏風下貼文書の研究〉《正倉院文書と木簡の研究》塙書房。

⁷⁰ 李成市、1998〈正倉院所蔵新羅氈貼布記の研究—新羅日本間交易の性格をめぐって—〉《古代東アジアの民族と国家》岩波書店。

⁷¹ 東野治之、1977〈正倉院氈の墨書と新羅の対外交易〉《前掲書》。

⁷² 《三國史記》景德王11年12年8月。

⁷³ 《續日本紀》卷19孝謙天皇天平勝宝6年正月丙寅。

彼は渤海を通して聞いた安禄山の乱に関する情報を伝えた⁷⁴。この情報に接した日本朝廷は唐が内乱によって新羅に対する支援が不可能であると判断することになったようであり⁷⁵、759年夏、藤原仲麻呂たちが中心となって渤海と連結して新羅を侵攻する計画を推進し軍備を強化することになった⁷⁶。日本は761年、多数の新羅語通訳を養成する⁷⁷など新羅侵攻計画を推進しつづけたが無為に終わった。一方、新羅は760年、級浪金貞卷を⁷⁸、763年には級浪金體信など211人の使節団を日本に派遣し⁷⁹、情勢探索して関係改善を模索したが、徒労に終わった。764年には渡唐留学僧戒融の帰国の可否を尋ねることを目的として、金才伯など91人を日本に派遣した⁸⁰。769年には新羅は在唐日本使臣と留学生の書状を転送することを主目的として金初正たち189人と送使39人を日本に派遣した⁸¹。774年に金三玄など235人が大宰府に到着して‘旧好’を継続することを模索したが⁸²、依然として新羅を蕃国視する日本の頑強な拒否によって、両国間の関係は特に改善されることはなかった。惠恭王15年(779)10月、帰国途中に遭難し耽羅に漂着した日本の遣唐使の一部人士を本国に帰還させるために、派遣された新羅使金蘭蓀を最後に両国間の公式的な交渉は事実上、途絶えた。もちろん、この後にも日本の遣唐使派遣にともなう協力要請や漂着民の送還などをめぐった両国の関連機関間の散発的な交渉はあったが、両国朝廷間の使節派遣を伴った公式的接触は確認されていない。そのような状態で両国支配層の相手に対する認識である‘隣国と蕃国’の同床異夢はずっと続いた。この時期、新羅の対外政策の事大交隣はその後、高麗・朝鮮時代にまで対外政策の基本軸になった。

一方、公式的な交渉は8世紀後半以降、摩擦が激しくなってついに途絶えたが、両国間の民間交易は持続した。外交儀礼を巡る対立が激しかった時期の768年10月、日本朝廷は左右大臣と大納言などの高位官人と貴族たちに総額8万5千屯の大宰府綿を‘新羅交閥物を購入するようにするため’賜与した⁸³。この大宰府綿は大宰府に支給され備蓄されたもので、ここで新羅人と交易するということを前提に支給した。つまり、新羅と外交儀礼を巡る対立から公式的な接触を拒否する措置をとったが、一方では新羅との交易を実際上許容したのである。それとともに綿は長期間貯蔵すれば、腐蝕毀損するため、上の措置はいつくるのか不確かな新羅使節団との交易だけでなく私貿易すなわち新羅私商との交易も事実上考慮してとられたものであるという解釈も可能である。いずれにせよ、760年金貞卷の派遣以降、毎度日本に派遣した使節が外交的問題として紛乱を惹起したが、新羅は763、764、769、774年など連続して、比較的大きな規模の使節団を送り、また外交紛争の渦中でも上の768年の例でみれるように両国間の交易が行われた。このような側面はまさに新羅産物品や新羅商人を通した外国産物品に対する日本支配層の需要があることを述べており、さらには両国共にもはや毎回紛糾を惹起する公的交流を通して私貿易を通じた交易を求めるようにしたのであろう。実際、9世紀以降、両国間の交易はそのような方

⁷⁴ 《續日本記》卷21淳仁天皇天平宝字2年12月戊申.

⁷⁵ 和田軍一、1924〈淳仁朝に於ける新羅征討計画について〉《史学雑誌》35~10、11.

⁷⁶ 《續日本記》卷22淳仁天皇天平宝字3年6月壬子、8月己亥、9月壬午.

⁷⁷ 《續日本記》卷23淳仁天皇天平宝字5年正月乙未.

⁷⁸ 《續日本記》卷23天平宝字4年9月癸卯.

⁷⁹ 《續日本記》卷23天平宝字7年2月癸未.

⁸⁰ 《續日本記》卷23天平宝字8年7月甲寅.

⁸¹ 《續日本記》卷30神護景雲3年11月丙子.

⁸² 《續日本記》卷33宝亀5年3月癸卯.

⁸³ 《續日本記》卷30神護景雲2年10月甲子、庚午.

向に展開した。ただ、このような理解はこの時期の国際交易が純粹に市場論理によって展開されたということを主張するのではない。この時期、両国間の交易が私貿易に依存したということ自体がこの時期の両国間の政治的関係に伴う様相であり、その産物であったのである。

〈表1〉668年～700年の新羅と日本間の使臣往来

	新羅から日本へ	日本から新羅へ	小高句麗から 日本へ	日本から 小高句麗へ
668	○			
669	○			
670				
671	○ ○		☆	
672	○		☆	
673	○		☆	
674				
675	○ ○		☆	
676	○		☆	
677				
678	○(海難)			
679	○		☆	□
680	○		☆	
681	○			□
682			☆	
683	○			
684				□

〈表2〉新羅・日本間の贈与物品

紀年	新羅→日本	日本→新羅	典拠
新羅紀年			
/西暦			
/日本紀年.月			
眞平王20/598 /推古 6.8	孔雀		《日本書紀》
眞平王38/616 /推古 24.7	佛像		《日本書紀》
眞平王45/623 /推古 31.7	佛像・金塔・舍利・大觀頂 幡・小幡		《日本書紀》
眞德女王元年 /647 /大化3	孔雀・鸚鵡		《日本書紀》
文武王8/668 /天智7.9		絹,綿,韋を新羅王に *新羅王と金庾信に各々 船1隻	《日本書紀》
文武王11 /天智10.6/671	別献物:水牛・山鷄		《日本書紀》
文武王11/671 /天智10.11	袈裟・金鉢・象牙・沈水・水 香・梅檀香・諸珍財(推定) ⁸⁴	絹・綿・韋を新羅王に 送る	《日本書紀》

⁸⁴ この年10月にある法興寺奉進物を通じた新川登龜男の推定による。新川登龜男、1999〈日羅間の調〉《日本古

文武王12/672 /天武1.12		新羅使臣金押實に船1隻	《日本書紀》
文武王19/679 /天武8.10	*金・銀・鉄・鼎・錦・絹・布・皮・馬・狗・驃・駱駝 *別献物:金・銀・刀・旗		《日本書紀》
神文王元年/681 /天武10.10	*金・銀・銅・鉄・錦・絹・鹿皮・細布 *別献物:金・銀・霞錦・幡・皮		《日本書紀》
神文王5/685 /天武14.5	馬・犬・鸚鵡・鶴・種種物		《日本書紀》
神文王6/686 /朱鳥1.11	*細馬・驃・犬・鏤・金器・金・銀・霞錦・綾羅・虎豹皮・藥物 *別献物:金・銀・霞錦・綾羅・金器・屏風・鞍・皮・絹・布・藥物		《日本書紀》
神文王7/687 /持統1.	金・銀・佛像・珍宝		《扶桑略記》
神文王8/688 /持統2.2	*金・銀・絹・布・皮・銅・鉄 *別献物:佛像・種種彩絹・鳥・馬 *金霜林所獻:金・銀・彩色・種種珍異之物80余種		《日本書紀》
神文王9/689 /持統3.4	金銅阿彌陀像・金銅觀世音菩薩像・大勢至菩薩像・彩帛・錦・綾		《日本書紀》
孝昭王7/698 /文武2.1	貢物		《續日本紀》
孝昭王9/700 /文武4.10	孔雀・珍物		《續日本紀》
孝昭王10/701 /大寶1.1		*新羅使臣金所毛の死に 絶・綿・布を与える *水手以上に祿を賜与	《續日本紀》
聖德王2/703 /大寶 3. 10		錦・絶 (使臣には衾・衣賜与)	《續日本紀》
聖德王5/706 /慶雲3.1	貢物	使臣に祿賜与	《續日本紀》
聖德王8/709 /和銅2.3	貢物	絹・美濃絶・糸・綿 (使臣には祿を与える)	《續日本紀》
聖德王14/715 /靈龜1.3		綿・船 (使臣には祿・綿を与える)	《續日本紀》
聖德王18/719 /養老3.7	貢物・驃馬	祿	《續日本紀》
聖德王25/726 /神龜3.6*7	貢物	*使臣に祿賜与 *金順貞の贈物として黄絶・綿贈与	《續日本紀》
聖德王31/732 /天平4.5	種種財物・鸚鵡・鶴・蜀狗・獵狗・驃・驃	新羅の王と使臣に祿を与える	《續日本紀》
景德王11/752 /天平勝寶4.7	*貢物 *金泰廉の私獻物:土產物	使臣に絶・布・酒肴を与える	《續日本紀》
惠恭王6/770	貢物	新羅の王と使臣に祿として	《續日本紀》

代の対外交渉と仏教—アジア中の政治文化》、p.11。

/寶龜1.3 惠恭王16/780 /寶龜11.1	貢物	純・糸・綿を与える *新羅国王:答信物 *使臣:禄・當色・履	《續日本紀》
哀莊 5./804 /桓武 23.		黄金	《三國史記》 新羅本紀
憲康 8./882 /元慶 6.		黄金・明珠	《三國史記》 新羅本紀

第3章 7～9世紀における韓日間の文化交流

第1節 7～8世紀における韓日間の律令文化の交流

1. 三国の律令

(1) これまでの研究

7世紀に入って韓半島と日本列島の国家間には政治的・軍事的に緊密な関係が保たれた。それとともに文化的な面でも相互交流が大きく進展した。7世紀後半、百濟復興戦争といえる白江口の戦で新羅軍と倭軍が直接武力対決を繰り広げる事態が展開したことでもあったが、その後まもなく668年9月、新羅と倭国が国交を再開した。それ以降、両国は長期間の密接な政治的関係を結び、それとともに両国間に頻繁な交流が続いた。唐との対決とそれに続く不自由な緊張状況が持続する中で新羅は中央集権的な国家体制を拡充していく、日本は‘律令体制’を構築するのに尽力した。このように新たに政治体制を整備する過程で外すことのできないものが、新たな国家体制の構築と運営の規範となる法令の制定であった。日本では701年大宝律令が頒布された。

律令は前近代時期の中国の法律体系であり、大宝律令は唐の律令をモデルとして編纂されたものである。ところが、一国の法律体系とは互いに異なる歴史的背景と文化を持った他国の中を移植して簡単に形作ることができるものではない。かなりの期間、律令文化に対する経験と検討を経た後、公に受容されて法令編纂がなされることが一般的である。日本の場合、670年代初めから701年まで唐との公式な交流が途絶えた状況で大宝律令が完成した。このような点から、日本の律令編纂に韓国の古代国家との交流が相当な影響を与えた可能性が早くから注目されてきた。もちろん、これは7世紀以前の時期に韓国の古代国家で律令が編纂され施行されていたことを前提とする。もし、韓国の古代国家の律令条項が伝わっているならば、それを日本の律令と対比すれば、すぐにその有無を点検できるだろうが、韓国の古代国家の律令は具体的に残っていない。したがって、これまでの古代韓日間の律令文化の交流に対し、韓国の古代国家において果たして律令が編纂された事実があるか否かを検討することに焦点を置いて論議された。

三国史記によると、高句麗で小獸林王3年(373)に‘初めて律令を頒布’したとされている。この時の律令を晋の泰始律令を母法にしたものと推定する説が提起されたが⁸⁵、すぐこの記事の事実性を否定

⁸⁵ 田鳳德、1956〈新羅律令攷〉《서울大論文集》4:盧重國、1979〈高句麗 律令에 관한 一試論〉《東方學志》21.

する見解も発表された⁸⁶。このような高句麗における律令頒布の有無を巡った論争は続き新羅のそれに対する論議につながった。三国史記によると、法興王7年(520)正月に“律令を頒布し、百官の公服とその服色による序列を制定した(頒示律令始制百官公服朱紫之秩)”とする。そして、武烈王元年に“理方府令良首たちに命じて律令を詳しく検討して、理方府格60余条を修定した(命理方府令良首等詳酌律令修定里方府格六十餘條)”という記事と、文武王21年遺詔には“…律令格式に不便なものがあればすぐには改めるものであり(律令格式有不便者即便改張)”といった記事がある。これらの記事に対しても、その事実性に対する肯・否定論が続いた。この記事をそのまま認め、新羅律令は高句麗律令の影響を受けて頒布されたと見る肯定論が⁸⁷あつたかと思うと、当時の新羅の社会成熟と国家発達程度からみた場合、中国的な特色を生かした律令の施行は不可能であり⁸⁸、太宗武烈王代以降、統一期である中代に入ってようやく律令が編纂され⁸⁹、それも唐の律令をそのまま使用しながら施行細則である格式のみを編纂したという説があつた⁹⁰。一方、新羅で律令制が施行されなかつたという見解も発表された。つまり、新羅と高麗では国家体制の基礎となる体系的な法典として律令が編纂されず、中代以降にも新羅の支配体制や国際関係からみて中国的な律令が施行されにくかったという視角がそれである⁹¹。また、蔚珍鳳坪碑に‘杖100’‘杖60’といった中国律令の痕跡がみられるが、新羅はもちろん高麗でも受入法=律令法が支配的にはならず、新羅の法制には新羅社会の独特な個性を反映した固有法が強く作用していたため、新羅を律令制国家とみることができないという見解が発表された⁹²。

このようなこれまでの論議を一瞥する時、まず注目されることが律令の存在に対する理解において互いに異なる概念を想定しているという点である。つまり、法興王代の律令頒布を肯定する論者たちは律令を中国法制とみて、律令自体が存在したかどうかに焦点を置いていた。一方、「律令不在説」や「中代成立説」を主唱する人々の場合、律令を律令制または律令体制といった意味で設定した。後者は律令の完成といえる隋・唐代の律令と律令制をその準拠の基準とし、多分に古代日本の場合とともに律令を全面的に導入した場合のみを律令の受容と理解する視角を堅持した。それとともに新羅律令の存否に対する論議で看過できないことは、各国における律令頒布の時期と律令制の施行の有無を通して、その社会の発展の程度と優劣を判断するような認識がその裏面に敷かれていることも否認し難いという点である⁹³。

中国法制としての律令自体は隋・唐代以前にも他国に影響を与えた。中国以外の地域で古代国家が成長するのにともない、その国家体制の構築と運営のために彼らなりの法制が作られた。その過程で

⁸⁶ 林紀昭、1994〈高句麗の律令〉《古代東亞細亞의 再發見》湖巖美術館。

⁸⁷ 田鳳德、〈前掲論文〉;李基東、1978〈新羅 官等制度의 成立年代 問題와 赤城碑의 發見〉《歴史學報》78 :金龍善、1982〈新羅 法興王代의 律令頒布를 둘러싼 몇 가지 問題〉《加羅文化》1。

⁸⁸ 林紀昭、1967〈新羅律令に関する二・三の問題〉《法制史研究》17:武田幸男、1974〈新羅法興王代の律令と衣冠制〉《古代朝鮮と日本》龍溪書舎。

⁸⁹ 武田幸男、1978〈朝鮮の律令制〉《岩波講座世界歴史》6岩波書店。

⁹⁰ 石上英一、1979〈律令法國家(1)〉《歴史研究》222:223。

⁹¹ 北村秀人、1982〈朝鮮における律令制の變質〉《東アジア世界における日本古代史講座》7学生社。

⁹² 李佑成、1989〈高麗土地課役關係‘判·制’에 끼친 唐令의 影響—新羅 律令國家説의 檢討를 兼하여—〉《大東文化研究》23。

⁹³ 李佑成は上の論文で新羅の法制が固有法的な要素が強かつたため、律令制国家とみることができないとしながら、これは新羅の後進性を意味するのではなく新羅社会の独自性によるものであると強調した。これはその間の研究でみられたそのような傾向を意識することによる披瀝といえよう。

様々な国際的契機を通して伝えられた律令が多少なりとも受容された。具体的に各国の法制で固有法的な要素と律令法的な要素がそれぞれ占める程度は律令受容国の歴史的条件により異なっている。それが律令法の伝播と受容を通して形成された東アジア各文化の共通性と相違性の具体的な姿であろう。律令を通してそのような側面を把握し、各時期に形成された東アジア各国史の共通性と相違性を動態的に理解するためには、律令を部分的に受容したり変容させた場合でもそれを律令法の範疇に含め、その具体的な性格に対する検討が必要なのである。律令制ないし律令体制という概念の代りに律令型国家という概念が提示されたのもこのような視角からである⁹⁴。このような視点からの一次的な課題は韓国の古代国家において律令がいつから頒布・施行されたのかという事実確認である。

(2) 新羅の律令

韓国の古代国家における律令の存在とその性格に対する論議は1978年丹陽赤城碑、1988年蔚珍鳳坪碑などの金石文が発見され、最近多様な木簡が発掘されることで新たな段階に入った。524年、当時新羅の北辺である蔚珍地域に立てられた鳳坪碑には紛乱を起こした者に‘杖100’、‘杖60’などの処罰を行ったことが記述されている。そして、‘種種奴人法’という言及がみられる⁹⁵。それとともに、この碑に登場する官人たちの官等を通して、この時には新羅の十七等京位の官等制が確立していたことを確認できる⁹⁶。碑が立てられた524年は三国史記で律令を頒布したと伝えられている法興王7年(520)から4年後である。このような点は当時新羅に律令が存在したことを意味する。具体的に鳳坪碑を通して刑罰を規定する刑律と、そして官等制に関係した官位令、恐らく新たに服属させた辺境地域の住民たちの立場を規定する色々な種類の奴人法⁹⁷などの存在が確認される。それとともに三国史記に伝えられている520年に官人の公服と官等によって朱紫青黃の服色を定めたという官服令が存在しただろう。続いて550年頃と推定される丹陽赤城碑には欠落した部分があり正確な意味は把握できないが、‘國法’‘赤城佃舍法’‘小子’‘小女子’などの表現が登場する⁹⁸。佃舍法の具体的な内容については正確に分からぬが、国法と表現された律令の一篇目として辺境地域の土地運用に関するなんらかの法だったのである。‘小子’‘小女子’などは民を年齢によって区分した制度と関連したものと考えられる。これはまさに6世紀中盤以降にはこれらの事項と関連した田令や戸令といった令が制定・施行されていたことを意味する。それとともに、金石文の人物に対する記録で‘官職名一部名一人名一官等’の順で記述する方式が6世紀中葉に確立されることからみられるように、事項を記録したり行政官署間で文書をやりとりするうえで必要な一定した書式を規定した公式令といったものがあったのであろう(後述)。鳳坪碑の発見以後、新羅律令は存在したとすることが韓国学界での通説となった。

続いて、新羅律令の系統とその性格に対する論議が進行している。新羅は377年、高句麗を通して前秦に使臣を派遣したが続かず、521年南朝の梁に使臣を派遣したものの、この時も百濟使臣と同行した。

⁹⁴ 山本孝文、2006《三國時代 律令의 考古學的 研究》서경、pp.54～58.

⁹⁵ 李明植、1992《蔚珍 鳳坪碑》《譯註 韓國古代金石文II》、pp.14～24参照.

⁹⁶ 盧泰敦、1989《蔚珍 鳳坪碑와 新羅의 官等制》《韓國古代史研究》2.

⁹⁷ 奴人法の性格を‘令’とみる見解と(朱甫墩、1998《鳳坪碑 段階의 外位制整備》《新羅 地方統治体制의 整備過程과 村落》신서원)、律とみる説が(洪承佑、2004《新羅律의 基本性格—刑罰体系를 中心으로—》《韓國史論》50)ある。

⁹⁸ 朱甫墩、1992《丹陽 赤城碑》《譯註 韓國古代金石文II》、pp.33～40参照.

したがって、520年に頒布された新羅律令は中国王朝から直接受容したものとはいえないであろうし、ひとまず高句麗律令に影響を受けたという想定が可能であろう。具体的に鳳坪碑にみられる杖刑の構成からみた場合、新羅律は北魏律や梁律を母法にしたものである可能性があるという見解が発表されており⁹⁹、それとともに新羅の連坐罪が唐律とは違いがあるという事実が指摘された¹⁰⁰。そして、三国史記文武王9年条に伝わる‘赦免下教’を中心に新羅本紀に伝わる事例を検討して、官人に対する刑律と盜賊と負債に関する刑律などで新羅律が唐律とは違いがあるという点を指摘しながら、新羅律の淵源が南北朝時代のそれに遡及することを論じた研究が成され¹⁰¹、村落文書にみられる戸口把握方式が南北朝時代のそれと通じるという主張が提起された¹⁰²。また、新羅の刑罰において杖刑の内容と死刑の等級（棄市、斬首）などが唐律とは異なり、また杖刑と流配刑が並科されたことが隋律およびその淵源である北朝律と通ずることを挙げ、新羅律の母法が梁や北魏の律、あるいは高句麗律であった可能性を提起した。それとともに‘奴人法’と‘佃舍法’の例のように、これを律や令といわず‘法’としたことからみて、これらの法は律令でなく固有法であった可能性があるという主張も提起された¹⁰³。また、高麗律は唐律と異なり新羅律を、遠くは新羅律の淵源になった高句麗律を継承した側面があることを指摘しながら、高麗律は新羅律、唐律、宋刑統などを能動的に受容して変形させたという説が¹⁰⁴提起されたりもした。このような主張はより具体的な検討を待たねばならないが、ひとまず新羅律令が唐律令にのみ依拠したのではなく、時間的には南北朝時代の律令と連結できることを物語ってくれる。

このようにみた場合、先に提示した武烈王元年、理方府格60余条の修定措置と文武王遺詔で不便な律令格式を更張することに言及したことは、新羅中代初めの7世紀後半には中国律令の受容と模倣段階を越えて、その一部を新羅化する側面を示すものと理解することも可能である¹⁰⁵。

しかし、律令と格式を制定したことがそのまま新羅社会が全面的に律令体制に転換したことを必ずしも意味しない。依然として律令法的な要素と伝統法的な要素が共に存在していたようである。そのような側面を重視して、三国の法制には律令法的要素とともに固有法的な要素があることを強調しつつ、伝統法体系を律令的型式に合わせて整備したものが新羅律令の性格であるとみたりもした¹⁰⁶。新羅中代の7世紀後半以降には律令格式が施行され、それに依拠した村落文書といった計帳が作成されるなど、中国律令が追求したものを¹⁰⁷新羅が指向したことは事実である。その一方で当時、新羅社会を規制する伝統的な秩序である骨品制が官僚制の運営¹⁰⁸と日常生活に依然として強く作用した。このような状況で律令の構成と運営に中国のそれとは異なった新羅的特性をあらわさざるを得なかった。‘族降’といった

⁹⁹ 朱甫暎、1989〈蔚珍 凤坪碑新羅碑와 法興王代의 律令〉《韓國古代史研究》2.

¹⁰⁰ 朱甫暎、1984〈新羅時代의 連坐罪〉《大邱史學》25.

¹⁰¹ 尹善泰、2003〈新羅 中代의 刑律—中國律令 受容의 新羅의 特質과 關聯하여〉《講座韓國古代史》3.

¹⁰² 尹善泰、2000〈新羅 統一期 王室의 村落支配—新羅 古文書와 木簡 分析을 中心으로—〉《서울대 국사학과 박사학위논문》, pp.166~169.

¹⁰³ 洪承佑、2004〈新羅律의 基本性格—刑罰體系를 中心으로—〉《韓國史論》50.

¹⁰⁴ 韓容根、1999《高麗律》、서경문화사.

¹⁰⁵ 註101を参照のこと。

¹⁰⁶ 註103を参照のこと。

¹⁰⁷ 族制的で分権的な状態を止揚し、国土と人民に対する斉一的支配を追求して中央集権的な郡県制と官僚制、徵兵制、良賤制、国家の人民と土地に対する課税とこれを通した国家財政の運営などを指向したと考えられる。

¹⁰⁸ 李基東、1980〈新羅 中代의 官僚制와 骨品制〉《震檀學報》50.

身分刑が存在し、身分による衣冠制が実施されるなど新羅的特性を示す固有法が律令と共に存在したことはそのような側面を示すものといえよう。

(3) 百濟の律令

百濟の場合、三国史記には律令頒布やそれと関連したいかなる具体的な言及もみられない。ところが近年発見された百濟木簡はより具体的に百濟律令の一面を物語っている。2008年4月、扶余の双北里で百濟時期の建物址を発掘中、その周辺から発見された‘佐官貸食記’木簡がその一例である。この木簡は細長い板形の木片の両面に文字を書いたもので、上段中央部に穴があり、ここに糸を通して文書として作ったような編綴木簡である。文書の最初の部分には618年と推定される‘戊寅年6月に作成された佐官貸食記’という題目を記述した。この文書には10名に貸付した穀食の量と利息を含んだ償還(上)、未償還(未)の穀量が記述されており、最後の部分では貸付した糧穀総量(并)と償還した糧穀の総量(得)が表記されている。度量衡の単位として‘石’と‘斗’以外にも‘半’と‘甲’が用いられた。‘半’は半石=5升を、‘甲’は2.5升をあらわしたものである。利息率50%という高利貸であった。

‘佐官貸食記’は佐官を官職名とした場合、「佐官」が主管する貸食事業の記録」という意味になり、または‘佐’を動詞とした場合、「穀食貸与を通して官の財政運営を補佐する事業の記録」ともなる¹⁰⁹。この木簡文書に‘邑佐’が出てきて、また羅州伏岩里木簡にも‘郡佐’と考えられる字がみられるため(後述)¹¹⁰、佐官は官職名である可能性が高い。一方、「佐官貸食記」木簡が出土した遺跡から‘外椋部鉄代綿十両’と書かれた木簡が共に発掘された。この木簡は外椋部が鉄の代価として受けとった綿10両を入れた袋に付けておいた荷札木簡と考えられる。それによって木簡が発掘された地点が百濟二十二部官司中、内官の一つである外椋部があつた所で、「佐官貸食記」の佐官が外椋部の佐官である可能性が提起される。ところが、‘外椋部’木簡は‘佐官貸食記’木簡と共に黄褐色砂層から出土したが、この層は外部からの流水によって形成されたものと把握されている。したがって、これらの木簡は建物址自体とは関連性がない¹¹¹。問題の木簡はこの遺跡より高い地点にあった官衙から流入したものとみられる。ところが、流入したものといつても同じ地点から発掘されただけに、二つの木簡は相互関連性があるだろう。そのような面から‘佐官’を外椋部の属司である官庁とみる見解が提起された¹¹²。いずれにせよ‘佐官’は外椋部所属の官職である可能性が高い。

穀食を受けた10人中9人にはこれを貸し付けたが、残りの1名である‘刀己邑佐’に対しては彼が受けた穀食3石を‘与’と表記した。つまり貸付したのでなく、そのまま与えたと表記した。彼は邑佐という官職を持った官吏と考えられる。一方、貸し付けた9人中3人の名前が‘佃目之’、‘佃麻那’、‘佃首行’であるが、この‘佃’が国家の土地を耕作する佃戸を示す表示ではないかと考える推論が提起されており¹¹³

¹⁰⁹ 李鎔賢、2008〈佐官貸食記外 百濟의 貸食制〉《百濟木簡》、國立扶餘博物館、pp.61～63.

¹¹⁰ 2009《羅州伏岩里遺蹟出土木簡》、國立羅州文化財研究所。

4号木簡前面に記された文字を“郡傍■■文”と判読しているが、「傍」ではなく‘佐’と考えられる。

¹¹¹ 朴泰祐・鄭海濬・尹智熙、2008〈扶餘 雙北里 280-5番地 出土 木簡 報告〉《木簡과 文字》2号。

朴泰祐、2009〈木簡資料를 통해 본泗沘時代의 空間構造—‘外椋部’銘 木簡을 中心으로—〉《百濟學報》創刊号。

¹¹² 盧重國、2009〈백제의 救恤·賑貸 정책과 ‘佐官貸食記’ 목간〉《白山學報》83.

¹¹³ 李鎔賢、〈前掲文〉

留意される。丹陽新羅赤城碑の佃舍法の‘佃’とも関連づけて検討してみる事項となろう。

この‘佐官貸食記’は播種期や端境期に民に糧穀を貸与する制度が百濟で行われたことを伝える。高句麗でも3月から7月の間に百姓たちに所持の多少によって穀食を貸して10月に返してもらう制度として賑貸法が施行されていたことが三国史記で確認できる¹¹⁴。百濟の貸食制が高句麗の影響を受けて成立したものか、または村落共同体の伝統的な再分配機能に淵源を置いた百濟固有のものなのかは分からぬ。もし、この二つの可能性の内どちらかであれば、百濟貸食法は伝統的な性格を強く持った固有法で律令法ではなくなる。しかし、百濟の貸食制と類似した日本の出舉制の法的根拠となる条文が養老雜令20条にある¹¹⁵。この条文は唐雜令と正確に一致はしないが、唐で一般的に行われた糧穀を貸付する方式と類似する¹¹⁶。したがって唐以前の時期の律令に貸食制と通じる令があったのかさらに検討しなければならないが、百濟の貸食制が中国律令にその淵源を置いた可能性が高い。具体的に‘貸食’という用語が後漢代に使用されている¹¹⁷。‘佐官貸食記’は百濟の官制と文書行政など中央集権的古代国家の体制整備と密接に関連したものと考えられ、貸食制は貸食の利率を50%に規定することからみて、中国法制の影響を受けた律令によってその運営が規定されたものと考えられる。今後、具体的な百濟の貸食法の淵源に対する検討が必要である。

もうひとつ注目される木簡が扶余陵山里寺址中門址の南側から発見された。その記録内容は以下の通りである。

1. 支藥兒食米記 初日食四斗 二日食米四斗小升一 三日食米四斗 X
2. 五日食米三斗大升一 六日食三斗大二 七日食三斗大升二 九日食米四斗六 X
3. 食道使△△次如逢使 猪耳其身者如黑也 道使△△彈耶方牟氏牟禪 禔耶 X
4. X 又十二石又十二石又十二石又十二石又十二石又十二石

(Xは破損)

この木簡は羅城大門の禁衛と関連したもので、羅城大門を統制する官人たちが薬材を運搬してきた‘支藥兒’たちに食米を支給して、その出納の事実を整理したものとみる見解が発表された¹¹⁸。続いてこれを批判しながら、この木簡は‘支藥兒’という建物や施設で、地方官である道使たちによって陵山里寺址の建立に動員されて力役を遂行した地方民たちに米を支給したことを書いた中間メモのような帳簿とみる説が提起された¹¹⁹。後者によると、当時の地方民に対する行政制度と地方官を通した力役動員が

¹¹⁴ 《三國史記》高句麗本紀故國川王16年條。

¹¹⁵ 井上光貞等校註、1976《律令》、岩波書店、pp.479～480。

¹¹⁶ 三上喜孝、2009《古代東アジア出舉制度試論》《東アジア古代出土文字資料の研究》、雄山閣。

¹¹⁷ 後漢代人鄭玄は《周礼》に対する注でこれに言及している。つまり、《周礼》卷10で地官大司徒の職掌に言及しており、その一つとして凶年の際にしなければならないこと(荒政)として“散利”を挙げている。これを鄭玄は‘貸種食也’し、貧窮民に種子と食糧を貸与することであると注した。(《十三經注疏》3周礼卷10地官大司徒)

¹¹⁸ 尹善泰、2006《百濟 泗沘都城斗 崎夷一木簡으로 본 泗沘都城의 안과 밖》《東亞考古學論叢》2、忠清文化財研究院。

¹¹⁹ 李炳鎬、2008《扶余陵山里出土木簡의 性格》《木簡斗 文字》創刊号。
赤外線撮影を通して4行全てが同時に書かれたのではなく、時間差を置いて書かれたものであると主張されている。つまり、3行はこの木簡が1次廃棄された直後、再び使用して書かれたもので、3行の最初の文字である‘食’は先に書かれた文字が残っている墨痕であるとし、4行は木簡が完全に廃棄された後、習字をしたものとみ

体系的に行われていたことを物語ってくれる。これは律令的秩序の樹立と関係するものである。

百濟律令と関連した別の主要資料が羅州伏岩里出土木簡である。製鉄遺構を含んだ伏岩里古墳群周辺の遺跡から木簡31点が出土した。その付近で‘豆盼舍’銘土器が出土し、この地域が三国史記地理誌に伝わる百濟豆盼県があつた場所と考えられる¹²⁰。ここから出土した11号木簡に‘△午四月’と記述されているが、‘△’を庚とみるならば、庚午年はひとまず百濟武王11年(610)、または新羅文武王10年(670)とみることができ、出土木簡の年代を推察できる¹²¹。

この中で2号木簡は墨痕が弱く判読が難しい文字が多いが、判読できる文字としては“中口四△二”、“文丁”などがある。この中で前者は扶余の宮南池から出土した“西^ノ後巷”銘木簡での表記方式と同じである。これは年齢によって人口を区分したものである。その区分の基準については三国史記の記事により15才を基準とみる見解があるが¹²³、それとは異なり中国律令の年齢等級制は西魏・隋・唐代に‘丁中制’が徐々に確立され、それが百濟律令にそのまま適用されたとみる説が主張された¹²⁴。いずれにせよ、これについては今後新たな木簡資料の発掘を待たねばならない。その次に、‘文丁’は扶余双北里ヒヨンネドゥル遺跡から出土した85-8号木簡の“△率牟氏丁一X/△○隆△丁一X/△酒丁一/X△”[前面、○は穴、Xは破損]と¹²⁵、そして扶余陵山里寺址出土木簡の“資丁”と比較され、‘文丁’は文翰を担当する職役であるとみる説が提起されたが¹²⁶、これもやはり今後さらなる具体的な検討を要する。

4号木簡は地方官衙で米を集めて(“受米”)献上する(“貢”)ことと関連した事実を記録した行政文書と考えられる。

5号木簡は以下のように記録されている。

前面: △丁一 中口

大祀○村△弥首山△△ 牛一

△丁一

後面: 涼水田二形得七十二石△△在月三十日△△

○白田一形得六十二石

△耕麥田一形△

この木簡は大祀村内の土地と収穫量および人力と畜力に関する事項を記述した一種の村落文書で

た。

¹²⁰ 『三國史記』地理志3 錦山郡 本百濟發羅郡 景德王改名 今羅州牧 領縣三 會津縣 本百濟豆盼縣 景德王改名 今因之 鉄治縣 本百濟實於山縣 景德王改名 今因之 舵艎縣 本百濟水川縣 景德王改名 今因之 この遺跡の考古学的環境と発掘概要および主要出土遺物は金聖範、2009〈羅州 伏岩里 遺蹟 出土 百濟木簡斗 其他 文字 關聯遺物〉《百濟學報》創刊号に紹介されている。

¹²¹ 金聖範、2009 〈羅州 伏岩里 遺蹟의 百濟 木簡〉《古代의 木簡, 그리고 山城》(國立文化財研究所 40年、韓國博物館開館100周年紀念學術シンポジウム発表文)。

¹²² 国立扶餘文化財研究所、1999〈宮南池〉pp.78-84. “西^ノ後巷已達已斯丁依舌△丁”“歸人中口四 小口二 邁蘿城法利源 水田五形”。

¹²³ 李鎔賢、1999〈扶餘 宮南池 出土 木簡의 年代와 性格〉《宮南池》所収。

¹²⁴ 尹善泰、2007《木簡이 들려주는 百濟 이야기》、pp.172-180.

¹²⁵ 李旼燮・尹善泰、2008〈扶餘 雙北里 현내들 北浦 遺跡 調査成果〉《木簡斗 文字》創刊号。

¹²⁶ 金聖範、〈前掲論文〉。

ある。「中口」、「丁」など年齢区分による人口編制、「水田」「白田」「麦田」など耕作地の区分、宮南池木簡でもみられた‘形’という土地単位、「石」で表示した収穫量などは当時の村落と農民生活およびこれらに対する国家の統治様態を理解するうえで主要な側面を伝える。

6号木簡は封緘(封檢)木簡で表面に‘上’、裏面に‘第十一草’と表記されている。伏岩里地域にあつた地方官衙から中央の上級官庁に送る機密文書が書かれた木簡と考えられる。9号木簡では前面に“麻中練六四斤”という文字が確認される。受取関係文書の一部と考えられる。

12号木簡は前面に“軍那德乎至安(軍那の徳乎が安全に到着した)”とある。軍那は《三国史記》地理誌によると熊津都督府下に設置された六州の一つである帶方州下の県である¹²⁷。新羅武州咸豐県が百濟の屈乃県といったため同じ地域である。これに対して、‘屈奈’という地名がすでに百濟の時より洗練された形態である‘軍那’として使用され、これを熊津都督府で襲用しようとした計画案を三国史記地理志末尾に転載したものとみなければならないという主張もある¹²⁸。これを耕作地獲得と関連した事実を記録したような10号木簡での“△△州久三十田得”と連結してみると、伏岩里木簡の年代に対する主要な論拠になるであろう。

以上の百濟地域出土木簡は百濟律令に関するいくつかの点を物語ってくれる。百濟で遅くとも7世紀以降に民を年齢によって編制する民令、土地の単位による区分と課税などを規定した田令、貸食制に関する令、文書行政と関連した書式を定めた公式令、度量衡に関する令などの存在を推察させる。これ以外にも史書に伝わるところによると、官位令、そして中央と地方の官署の職員の数とその官等を規定した職員令などが存在したことを推定させる。

以上で調べたように金石文と木簡を通して新羅と百濟における律令の存在を確認できた。律令の受容は中央集権的な国家の成立と密接に関連したもので、律令は‘大王国土’¹²⁹にある人民と地域を一元化した方式で支配しようとする指向性を含めた法律体系であった。それには自ずと田地区画、編戸、力役動員、租税收取、官職の数とその官等などに関する規定が含まれるはずである。このような側面を重視して、たとえ具体的な律令条項は確認されていないものの、高句麗での中央集権的領域国家の成長推移と関連させ、関連文献史料を通して律令の存在を想定して再構成を試みた¹³⁰研究と、新羅史の発展から律令が持った意味を解釈してみようとした試み¹³¹、そして百濟律令の頒布時期をその地方制度の整備過程と連結させて考察してみようとする論考¹³²などはそれなりの意味を持った試みといえる。それとともに考古学的遺跡・遺物に対する分析を通して、三国時代律令の受容と施行を明らかにしようとした研究もそのような視角から追求した論考である。つまり、遺跡で出土した遺物からみた場合、ある時期から威信財である金属製装身具や武器などを通じて権力を誇示するのではなく、同一模様の服飾を着用し、色や材質の違いのみで政治的位階の差異(官位)をあらわす方に変わったことに注目し、そして文書行政システムの発達を想起させる木簡の他に硯と文房具類の普及を示す遺物および都市遺跡

¹²⁷ 《三國史記》卷47、地理志4、帶方州條。

¹²⁸ 金聖範、2009〈前掲論文〉。

¹²⁹ 徐永大、1992〈中原高句麗碑〉《譯註 韓國古代金石文》1、pp.36～53.

¹³⁰ 盧重國、1979〈前掲論文〉。

¹³¹ 姜鳳龍、1992〈三國時期의 律令과 民의 存在樣態〉《韓國史研究》78.

¹³² 洪承佑、2009〈百濟 律令 반포시기와 지방지배〉《韓國古代史研究》54.

などに留意して、このような変化を律令(制)の受容と施行に伴う様相と解析した¹³³。そして、6世紀中盤以降、定型化した帶金具が各地の古墳にまで拡散することを重視し、一定した様式の帶金具や冠帽・衣服を着用した墓の被葬者は官人とみることができ、これを通して一定した衣服令や喪葬令の存在を想定できるという主張が提起されたりもした¹³⁴。このような研究は中央集権的領域国家体制と律令制研究に考古学的遺物・遺跡を積極的に活用したもので、その主張の具体的な面での妥当性の有無というよりは論議の幅を広げた新しい試みといえる。

次に、現在までの資料を通して韓日古代国家間の律令文化交流的一面を詳しくみることにする。

2. 古代韓日間の律令文化の交流事例

(1) 百済の貸食制と日本の出挙制

百済‘佐官貸食記’木簡に記述された利率が50%であるが、これは日本の養老雜令に規定された公出挙の利率と同じである。養老雜令が唐雜令を直接受容したのか百済のそれを受容したのかがひとまず問題となろう。ところが、日本の古い時期の出挙木簡、例えば7世紀後半の福岡県大宰府跡出土木簡では“八月△日記貸稻数…”と記述されており、百済貸食記木簡の記載様式と相通ずる。他の出挙木簡でも‘貸稻’という用語が使われるなど百済のものと通ずる点が少なくない。合わせて‘未’‘上’で償還の可否を、‘石’と‘斗’の他に‘半’と‘甲’で穀量を表記した例もみられる¹³⁵。このような点から日本の出挙制運営を規定した養老雜令の淵源を一次的には百済律令文化から求めなければならないのではないかと考える。

一方、日本では出挙を春夏、すなわち播種期である3月と端境期である5月に行った。ところが‘佐官貸食記’木簡では6月に行ったと伝える。このような両者間の違いについては、中国の例を挙げて糧穀貸与が地域事情によって違いがあったことを指摘した見解が留意される¹³⁶。むしろ日本の例からみて百済でも2回行われた可能性を排除できないであろう。現在知られている百済の貸食文書は一つだけで、‘貸食’という表現が6月の端境期に食糧を供給するという意味を持つものであるという点を勘案すれば、播種期に種子を貸与した可能性も想定できる。これと関連して高句麗で3月と7月の間に糧穀を賑貸したという記録も参考となる。

(2) 日本の束把制と新羅の結負法

次に日本の出挙木簡では糧穀の量単位として‘石’と‘斗’以外にも‘束’と‘把’を使用した。日本の束把制は稻を‘束ねる’ことから由來したというが¹³⁷、束とは、韓国語では稻などの穀食や花などを縛ったものを‘다발(タバル)’といい、‘たば’も‘タバル’と同じ語源と考えられる。新羅の土地面積単位は結・負・束・把であった。面積単位としての結負制は新羅で遅くとも7世紀中盤には成立した¹³⁸。把は一握り(手

¹³³ 山本孝文、2006《前掲書》。

¹³⁴ 李漢祥、1997《5～7世紀 百済의 帶金具》《古代研究》5; 山本孝文2009《考古學으로 본 三國時代의 官人》《韓國古代史研究》54.

¹³⁵ 三上喜孝、2009《前掲論文》。

¹³⁶ 《上掲論文》。

¹³⁷ 井上光貞等校注。《律令》p.570.

¹³⁸ 663年11月百済復興運動軍を鎮圧した後、文武王が金庾信に田500結を賜与した(《三國史記》金庾信傳 中).

で握ることができる量)、束は一束、負は一背負いの稻幹をいう。1結は100負、1負は10束、1束は10把となる。つまり、このような量が収穫される標準田地の面積に基づいて各単位の絶対面積を算出した後、それを全国に適用して土地面積単位として施行したのである。まず定められた後、これらの単位は農地だけでなく、敷地・山林・塩田・居住地域などの絶対面積を算出する単位としても使用された¹³⁹。このような結負法は律令に依拠して規定したのであろう。これ以降、結負束把は一貫した絶対面積単位として高麗時代にまで使われた。続く朝鮮時代には農地の肥瘠による収穫の差を反映して、300斗の収穫を出す面積を1結とする収穫量基準の土地面積単位となった。いずれにせよ、さかのぼれば‘負’・‘束’・‘把’の語源があらわすところにより、これが絶対面積単位をあらわす制度として確立される以前、つまり糧穀の所出量単位として使用されたのは遅くとも7世紀中盤より古い時期からだったのであろう。

その時期に‘束’・‘把’が全国にかけた租税收取で一定した穀物の量をあらわす単位として通用されたとすれば、負・束・把と表現される糧穀の絶対量に対する規定が令で定められていたのであろう。これを遅くとも7世紀中葉には先に述べたように絶対面積単位として再び設定したのである。ところが、6世紀後半の城山山城出土木簡では糧穀の量単位として石が使われており、この頃には石斗制が糧穀の量単位として公式に使われたと理解できる。糧穀の量単位として石斗制と‘把・束制’が並行して使われたようである。恐らく、把束制が先に施行された後、いつからか石斗制と並行して使われ、遅くとも7世紀中葉以降には量制としては石斗制のみ施工され、束把制は土地面積単位としてのみ使用されることになった。日本で束把制が記録上に登場するのは大化改新詔からであった¹⁴⁰。大化改新の詔に含まれた内容がその当時のものなのかについては長い間の議論があったが、いずれにせよ日本での束把制は8世紀代にも糧穀の量制として使用された。ひとまずその名称からみた場合、新羅と日本の束把制はその淵源において相互に密接な関連性がある。今後、両国の束把制の起源とその施行様相に対するより具体的検討と論議が望まれる。これは両国の律令文化の交流に対する一事例となるのであろう。

3) 月城垓子2号木簡と養老公式令

月城垓子から出土した2号木簡の内容は以下の通りである。

大鳥之郎足下万拜白之
經中入用思買白不雖紙一二斤
牒垂賜教在之後事者命盡
使内
(*判読者によって数字の違いがあり、各行の順序・配列にも違いがある)

この木簡の作成年代については6世紀後半とみる見解が有力である。つまり、大鳥之郎の大鳥之を新羅官等中、第十五位の大鳥とみて、金石文上でこの官等に対する表記を‘大鳥’としたのは南山新城

¹³⁹ 李宇泰、1989〈新羅時代의 結負法〉《泰東古典研究》5、2002〈古代度量衡制의 發達〉《講座 韓國古代史》6。

¹⁴⁰ 日本の束把制に対する言及は《日本書紀》卷25大化2年正月條に記された大化改新詔でみられる。つまり、“長30歩広12歩を1段とし、10段を1町とし、1段ごとに租として稻2束2把を、1町ごとに稻22束を賦課する”とした。これによると束把は量単位となる。

碑第3碑(591)以降からであり、それ以前の永川青堤碑丙辰銘(536)で大鳥第、丹陽赤城碑(550)では大鳥之としているので、月城垓子2号木簡は536年から591年間の550年頃に使われたものとみなければならないという主張である。

一方、上の判読文の第3行を第1面とみて、文書を解析した説が提起されている。この説では大鳥之郎が文書の受信者で、萬引がその発信者とみている。したがって、この文書は写經に必要な紙の購入を請求するための牒式文書とみられた。さらにこのような文書様式が大鳥郎と萬引という個人間の上申文書として使用されたという点に注目して、これは7世紀後半、日本の牒式木簡と8世紀の養老公式令の牒式規定に影響を与えたと理解した¹⁴¹。これは日本の養老公式令の牒式規定が唐の公式令とは異なり、官司の下達文書ではなく官人個人の上申文書として規定された点と類似することに着目した見解である。

これに対して、木簡の‘牒’は札として簡牘を意味し、“牒垂賜教在之後事者命尽”を“牒すること。下された教がありました。後事は命じられたように果たすように”と解釈するのではなく、“牒(木簡)を下された命令(教)がございました。後のこと(後事)は命じられたとおり果たしました”と読むべきで、この木簡文書は牒式文書ではないと主張する説が提起された¹⁴²。また、この木簡の“某足下白之”は日本古代の‘某前申(白)’形式の文書木簡にみられる‘白之’と類似し、その淵源である可能性が高いと指摘した。この時、‘之’は文章終結詞としての‘之’であるが¹⁴³、このような‘之’の用法は古代韓国で先に使用され、以降日本に影響を与えたという指摘が既にあった¹⁴⁴。

月城垓子2号木簡文書が新羅において令で規定した文書様式なのか、またこれが養老公式令と直接関連するのか否かは今後もう少し具体的な事例検討と論議が必要とされる問題である。しかし、ひとまず新羅または百濟の書式と日本のそれの間には関連がある蓋然性は充分にあり、これもまた両者間の律令文化交流の一例として考慮の対象となるものと考える。何より日本の各地で出土している出舉木簡と各種文書木簡が物語る文書行政の普及と文字生活の成熟が律令制施行の土台になったという事実に注意すべきである。このような文字生活の活性化には百濟や新羅の木簡使用を含めた文字生活文化的影響が少なくなかったとみても¹⁴⁵良いのではないだろうかと考える。それは国家間の交流の産物であると同時に移住を含めた両地域住民間の交流の結果と考えられる。今後このような側面により留意する必要性が提起されるところがある。

¹⁴¹ 上で提示した文書で第1行の‘萬拜’を‘萬引’と読んで、これを人名とみた見解である。

李成市、2005〈朝鮮の文書行政〉《文字と古代日本2》吉川弘文館。

三上喜孝、2006〈文書様式‘牒’の受容をめぐる一考察〉《山形大学歴史地理人類学論集》7.

¹⁴² 李京燮、2009〈新羅 月城 垮子에서出土한 ‘2號 木簡’에 대하여〉《韓國古代史 研究의 現段階—石門李基東教授 停年 紀念 論叢—》

南豊鉉、2005〈韓國古代吏讀文의 文末語助辭 ‘之’에 대하여〉《口訣研究》15.

李宇泰、2005〈金石文을 통하여 본 漢字의 導入과 使用〉《韓國古代史研究》38.

¹⁴⁴ 藤本幸夫、1996〈古代朝鮮の言語と文字文化〉《日本の古代》14、中央公論社。

犬飼隆、2006〈日本語を文字で書く〉《列島の古代史6—言語と文字—》、岩波書店。

一方、終結詞‘之’が古代韓国から始まったもの(史讀)でなく、‘之’のそのような用例は秦漢の簡牘でも確認されることを明らかにした研究が発表された。(金秉駿、2009〈樂浪의 文字 生活〉《古代 文字資料至 本 東亞 細亞의 文化交流와 疏通》동분아역사재단)ところで、古代中国で行われた‘之’の多様な用例中、そのようなものがあることには同意するが、終結詞として‘之’が多く使われたことはやはり古代韓国の漢文叙事での特性といわざるをえない。

¹⁴⁵ 三上喜孝、2008〈日本 古代의 木簡의 系譜〉《木簡과 文字》創刊号. 《日本書紀》敏達紀6年11月條.

第2節 仏教文化の交流

(1) 僧侶と制度交流

6世紀中葉、百済から倭国に仏教が伝えられてから、両国間には緊密な仏教文化の交流があった。552年12月、釈迦仏金銅像と幡蓋および若干の経論が百済から倭国に送られ、続いて554年には百済が曇慧など9人の僧侶を倭へ派遣し、すでに滞在していた僧侶道深たち7人と交代させた。この時期、百済と倭国間の仏教文化の交流は軍事的・政治的状況に起因するところが大きかった。つまり、百済が倭国の軍事援助を獲得するために五経博士と様々な分野の専門家である師と工を多く送り、仏教の伝播もその一環として推進された。それらは当時の百済と倭国間における文化交流的一面を示す。いずれにせよ、それ以降、百済と倭国間に仏教文化の交流が進展し、両国の仏教界間で人的交流も増大した。577年には百済に使臣として行った大別王が帰国する際、百済は若干の経論と共に律師・禪師・比丘尼・呪禁師・造仏工・造寺工などを共に派遣し、倭国は彼らを難波の大別王寺に安置した¹⁴⁶。587年には百済が惠総などの僧侶たちと仏舎利を、そして数名の僧侶律師と寺工・盤博士・瓦博士・画工など技術者たちを倭国に送った。この年に始まった法興寺の創建はこれら百済僧侶と技術者たちによって主導されたのである。なおこの年に倭国は司馬達等の娘である善信尼たち3人の比丘尼が、帰国する百済国使について百済に行かせ修学させた。

高句麗は570年に倭に使臣を派遣して両国間に国交が開かれた。恐らく、韓半島中部地域を占めて強盛であった新羅が中国の南朝とのみ交流する状態から脱し、高句麗の背後にあった北斉と交流する動きをみせるや、これに対し高句麗も新羅の背後にある倭国と通交する熱意をみせるようになったと考えられ¹⁴⁷、そのような中で高句麗から倭国へ仏教文化が伝來した。570年以降、両国間の仏教文化と僧侶の交流も続いた。倭国の僧侶である鞍作得志、道登、行善たちが高句麗に留学した¹⁴⁸。新羅も579年、倭国に仏像を送った¹⁴⁹。このような周辺状況の進展は、百済が倭国との仏教文化交流をさらに積極的にさせるようにしたひとつの要因となったようである。

一方、倭国では587年に蘇我馬子によって仏教受容に反対した物部守屋が除去された後、仏教が本格的に受容された。593年、法興寺の塔の刹柱を建てる際、蘇我大臣など100人あまりが共に百済服を着て仏舎利奉安式に参席した。596年11月、法興寺が完工するや、百済人慧聰と高句麗人慧慈をここに駐錫させた¹⁵⁰。この二人の僧侶は当時の国政を主導した聖徳太子の師匠となり、“仏教を弘演して、三宝の棟梁になった”という¹⁵¹。

百済から608年、暦法と天文に関する書籍と共に觀勒が送られ、高句麗の僧侶僧隆と雲聰が倭国にやってきた。觀勒は624年、倭国最初の僧正となつた¹⁵²。625年、高句麗が僧侶慧滻を派遣すると倭国朝廷が彼を僧正とした¹⁵³。彼は隋に渡り、吉藏から三論学の宗旨を学び、倭国で三論学を弘布して日

¹⁴⁶ 『日本書紀』敏達6年11月條.

¹⁴⁷ 李成市、1990〈高句麗と日隋外交〉《思想》795;1998、『古代東アジアの民族と国家』岩波書店、再収録.

¹⁴⁸ 中井真孝、1994〈高句麗仏教と日本の古代〉《朝鮮と日本の古代仏教》東方出版、pp.45～49.

¹⁴⁹ 『日本書紀』卷20敏達8年10月.

¹⁵⁰ 『日本書紀』卷22推古4年11月.

¹⁵¹ 『日本書紀』卷22推古3年5月丁卯.

¹⁵² 『日本書紀』卷22推古32年4月壬戌.

¹⁵³ 『日本書紀』卷22推古33年正月戊寅.

本三論宗の始祖となった。この時期に倭国で活躍した高句麗人慧慈と慧灌、百済人慧聰と觀勒は皆、三論学に深い造詣があり、成実論にも精通した僧侶として聖徳太子と深い関係を持った¹⁵⁴。このような倭国と百済および高句麗間の仏教文化と僧侶の交流はこの時期におけるこれら国家間の密接な政治的友好関係が肯定的になるよう作用したであろう。

一方、607年(推古15年)に倭国は隋と通交し、608年には遣隋使とともに高向玄理など4人の留学生と旻たち4人の学僧が派遣された。623年、新羅は倭国に仏像と金塔・舍利を送り、倭の渡唐留学僧である惠光、惠齋と医師恵日、福因たちを新羅使とともに帰国させた¹⁵⁵。彼らは帰国ルートとして既存の百済路を選ばなかった。これ以降632年と639年、640年に唐へ向かった新羅使が帰国する際、倭国の入唐留学僧や学生と一緒に戻ったが、彼らは新羅から倭国へ帰るルートを探った。(表3参照)そして、654年に智宗が、658年には智通たちが入唐する際、新羅を通って向かった。こうしたことが当時の両国関係の進展にいかなる影響を与えたかについては多くの論議があった。690年にも渡唐留学僧である智宗たちが新羅を経て帰国した¹⁵⁶。いずれにせよ、これは新羅と倭国間の仏教文化交流に肯定的な影響を与えたものと推測できよう。

〈表3〉日本の新羅留学僧と唐留学僧(帰國年基準)¹⁵⁷

	新羅留学僧	唐留学僧
文武王以前(～660)		福仁(623)、惠齋(623)、惠光(623)、僧旻(632)、靈雲(632)、惠隱(639)、慧雲(639)、請安(640)、道昭(651)
文武王代(661～680)	道行(668)	定惠(665)、妙位(668)、法勝(668)
神文王代(681～691)	觀常(685)、雲觀(685)、行心(686)、智隆(687)、明聰(689)、觀智(689)	
孝昭王代(692～701)	辨通(696)、神叡(693?)	智宗(690)、義德(690)、淨願(690)
聖徳王代(702～736)	義法(707)、義基(707)、惣集(707)、慈定(707)、淨達(707)、行善(718)	道慈(718)、智鸞(703?)、智雄(703?)

8世紀中盤に華嚴典籍を日本にもたらした審祥の場合、彼が留学した国が唐であるという説と新羅であるという説があるが、彼が新羅に立ち寄ったことは確実である。

690年、新羅の僧侶詮吉と級済北助知たち50人あまりが日本に帰化した¹⁵⁸。758年にも新羅の僧侶32

¹⁵⁴ 『三國佛法傳通縁起』卷中、成實.

¹⁵⁵ 『日本書紀』卷22推古31年7月.

¹⁵⁶ 『日本書紀』卷30持統4年9月丁酉.

¹⁵⁷ この表は鄭炳三、2002〈古代 韓國과 日本의 佛教 交流〉《韓國古代史研究》27から引用.

¹⁵⁸ 『日本書紀』卷30、持統4年2月戊午.

人と比丘尼2人および男女40人が武藏野に定着する¹⁵⁹など民間次元での交流が引き続き行われた。

三国と日本の仏教文化交流の足跡は寺刹の伽藍配置構図を通して確認される。飛鳥時代の寺院である四天王寺の場合、中門－塔－金堂－講堂を南北一直線上に配置して、中門から講堂に達する左右の回廊を設置した。これは扶余の軍守里廃寺址と定林寺などでみられる典型的な百濟の一塔一金堂式の伽藍配置と直結する側面をみせる。607年に完成したものと推定される法隆寺の創建伽藍は現在の法隆寺の東南側に位置した若草伽藍址にあった。塔と金堂の規模が現在のものとほぼ類似したこの寺址は一塔式伽藍配置である¹⁶⁰。また、日本で最初に建立された法興寺(飛鳥寺)の場合、一塔三金堂式であるが、これは平壤の清岩洞廃寺址と定陵寺址のものと同じような伽藍配置である。そして、奈良にある川原寺の伽藍では飛鳥寺の伽藍配置を変形させたもの、つまり東金堂を除去した様式であることが明らかにされ、日本古代の寺院建築に及ぼした高句麗の影響を物語っている。ただし、高句麗の塔は八角塔であるのに対し、百濟と飛鳥寺の塔は四角塔である。飛鳥寺の場合は高句麗の伽藍配置に百濟様式の塔が立てられた形態といえよう。一方、新羅寺院の伽藍配置と類似した例は、7世紀末から8世紀代に登場した。698年、奈良に最初に建設され、718年に平城京に移建された薬師寺で確認される。薬師寺式伽藍配置は慶州の仏国寺などでみられる双塔式伽藍構図と関連づけられる。このような双塔式伽藍配置を持った最も古い時期の新羅の寺は679年に建てられた四天王寺であるが、最近この遺跡が発掘された。ただ、新羅の場合は金堂の左右から東西回廊に至る翼廊があるが、薬師寺にはなく、初めから北回廊があるという点で異なっている。新羅の双塔式伽藍配置をとりながらも異なる一面を呈している¹⁶¹。何よりも塔の材質において三国と日本は共に最初に木塔を建てた。しかし7世紀になると、三国では石塔を建てるようになったが、日本では木塔を造営しつづけた。両地域で各々良質の石と木が産出するという地域的特性による文化様相の違いといえよう。

国家の仏教寺院運営においても新羅と日本は類似した一面を示した。新羅は神文王4年(684)、四天王寺、奉聖寺、感恩寺、靈廟寺、永興寺に成典を設置して寺院の維持と経営を命じた。日本では680年、国大寺制度を施行し造寺司を設置して寺院運営を任せた。寺成典と造寺司はその性格上類似した一面をみせる¹⁶²。この時期の新羅と日本の仏教は護国仏教的な性格を強く持っていたが、日本の場合、8世紀中葉に護国經の功徳によって政治と社会の安定を望む国分寺制度の運営が始まられた。すなわち、諸国に国分寺を設置して七層塔を1基作り、金光明經最勝經と法華經を10部ずつ書写して、寺名は僧寺を金光明四天王護国寺として、尼寺を法華滅罪寺とした。毎月、金光明經を読んで半月説戒して六斎日に殺生を禁ずるようにした。經典を読誦することで災難を退け、國家の平安を祈願して鎮護国家を指向するこの国分寺は、唐の則天武后が施行した大雲經寺制度を手本にしたものであるという¹⁶³。こうした官寺佛教制度がこの時期の新羅でも行われたのかが関心の対象となる。神文王4年の成典寺院がこのような官寺佛教とみる説が¹⁶⁴あるかと思えば、それら成典寺院はあくまでも王室寺院であるため、

¹⁵⁹ 《續日本紀》卷21淳仁天皇天平寶字2年8月癸亥。

¹⁶⁰ 張慶浩、1994〈百濟와 日本의 古代 寺刹建築〉《百濟史의 比較研究》忠南大学校百濟研究所。

¹⁶¹ 金正基、1982〈新羅伽藍配置와 日本에의 影響〉《新羅文化祭學術發表會論文集》、第3集、pp.203～207.

¹⁶² 鄭炳三、〈前掲論文〉。

¹⁶³ 石田瑞麿、1983《日本佛教史》岩波書店:李永子譯、1988民族社、pp.60～64.

¹⁶⁴ 李泳鎬、1983〈新羅 中代 王室寺院의 官寺의 機能〉《韓國史研究》43.

これを官寺仏教とみることができないという反論が¹⁶⁵あるなど多くの論議がある¹⁶⁶。ひとまず、日本の国分寺が各地に設置されたのに比べて、新羅の成典寺院は首都にのみ建てられており違いをみせる。いずれにせよ、今後このような古代日本の国分寺制度と新羅の成典寺院および隋・唐の大雲寺(開元寺)制度などに対する比較検討が望まれる。

一方、三国と倭国において仏教に対する理解が深まることで、僧侶の交流とともに仏教関連の典籍も交流された。

(2) 仏教典籍の交流

百濟から倭国に仏教が伝來した初期から若干の経論が伝えられた。しかし、これら典籍の性格は不明である。また、7世紀を前後した時期、三国人の著述として倭国に伝えられた仏教関連書籍もこれまで具体的に把握されてこなかった。そのような状況で『大乗四論玄義記』の著者を巡り、最近議論されている。この本は十二巻二十三編からなっている。確認される二十三編中、現在伝えられているのは続藏經に収録された二諦義、仮性義、斷伏義、金剛心義、二智義、感應義、三乘義、莊嚴義、三位義など九篇と新たに発見された筆写本に収録されていることが明らかになった初章中仮義、八不義など全十一篇であり、この中で二諦義、仮性義の内容の一部は欠落している。残り十二編中、涅槃義、法身義、淨土義、般若義など四編は本来、何巻に収録されていたのか明らかにされていない。そして巻八・十一は逸失した。この本の著者について様々な文献で‘僧正慧均’によって編纂されたと伝えられている。彼は6世紀後半、中国の江南地方で活動した法朗(507～581)を自らの師匠として重視する内容をこの本に記しており、法朗門下で修学して吉藏(549～623)より若干古い時期に活動したものと把握されている¹⁶⁷。著者の慧均は従来、中国人とみなされてきたが、彼を百濟人とみななければならないという主張が近年提起されている¹⁶⁸。もし、この説が妥当だとすると、初期の日本仏教の最も主要な流派である三論宗の形成に高句麗だけでなく百濟の三論学が非常に大きな影響を与えたことが再確認でき、6世紀から7世紀前半にかけて三論学を媒介に中国の南北朝と隋・唐、韓国の三国、倭国に連結する東アジア仏教文化交流の主要な流れを理解できる具体的な資料となるだろう。それとともにこの本は現存する韓国で最古の仏教関連著述となるわけである。

慧均を百濟人とみて、『大乗四論玄義記』が百濟で著述されたとみる主な論拠は、この本に記述された内容中、慧均の講論に対する質疑応答が記された次のような部分に対する検討を通して提示されている。

¹⁶⁵ 尹善泰、2000〈新羅의 寺院成典과 衿荷臣〉《韓國史研究》108.

¹⁶⁶ 新羅成典寺院に関する論議は以下の論文参照。

蔡尚植、1984〈新羅統一期의 成典寺院의 機能과 構造〉《釜山史學》8.

朴南守、1996〈統一新羅 寺院成典과 佛寺의 造營體系〉《東國史學》28:1996《新羅手工業史研究》신서원再収録pp.169～200.

¹⁶⁷ 以上の大乗四論玄義についての議論は以下の論文に依拠した。伊藤隆壽、1969〈慧均‘大乗四論玄義’について〉《印度學佛教學研究》36:1971(‘大乗四論玄義’の構成と基本的立場)《駒澤大学佛教学部論集》2:1974〈慧均‘大乗四論玄義’について(二)〉《印度學佛教學研究》40:1974(‘大乗四論玄義’逸文の整理)《駒澤大学佛教学部論集》5.

¹⁶⁸ 崔鉉植、2007〈百濟 撰述 文獻으로서의 ‘大乗四論玄義記’〉《韓國史研究》136.

Jorg Plassen, 2007 “On the significance of the Daeseung saron hyeunui gi大乘四論玄義記 for research on early Korean Buddhist thought —Some initial observations focusing on hwajaeng”《韓國史研究》136.

問:(前略)先の10人の学者たちの見解が全て誤りを擁護するものであるので論破されたとすれば、この宝憲淵師と祇洹雲公が真如を(仏性の)正因性(本質)と主張することについては、またどのように論ずるべきか?

答:ひとまず彼らの主張を調べると(中略)論破する対象に達し得ない。あたかも耽羅・刀牛利などの人が礼樂の教化を受けることができないのと同じである。

つまり、ここで慧均が論駁した宝憲淵師と祇洹雲公は宝憲寺の淵師と祇洹寺の雲公であり、彼らは仏教に関する中国文献で確認されない人物で宝憲寺も同様である。ところが最近、扶余の陵山里寺址から発見された20余種の木簡中、「宝憲寺」という記録がみられ、宝憲寺が百濟の寺刹であることが確認された。そして、野蛮人の例として当時中国人によく知られていなかった耽羅人を挙げたのは、この本が中国人の著述とは言い難いということであり、ここで述べる‘此間(ここ)’とは百濟を意味すると主張した。

しかし、このような主張に対してすぐに反論が提起された¹⁶⁹。すなわち、ここでいう宝憲淵師と祇洹雲公は南中国の金陵地域を中心に活躍した宝亮法師(442～507)と光宅法雲を指し、『大乗四論玄義記』を百濟で伝写する際、宝亮を宝憲と誤写した可能性があり、本の内容の展開上そのようにみた場合、無理なく論旨が展開できるというものだった。続いて、そのような批判に対して、「亮」をより画数が多い‘憲’に伝写した可能性はなく、また陵山里寺址から出土した木簡では‘憲’の字が明瞭であり、「宝憲」を‘宝亮’の誤写とみることは難しいとまたしても論難された¹⁷⁰。現在としては慧均一百濟人説が百濟木簡の‘宝憲寺’と耽羅に対する言及などより、部分的に具体的であると見られるが、それでは‘誤写’の可能性を完全払拭するには足りない部分もある。今後、この本の一部分でその存在が知られた『大乗四論玄義記』第1巻「初章中假義」のような¹⁷¹資料の全貌が公開され、これを活用した論議の進展があることを期待する¹⁷²。

韓国仏教史と古代韓日仏教文化交流史を理解するうえで、『大乗四論玄義記』が持つ意義が非常に大きいだけに、これに対する両国の学者による今後の研究が期待されるところがある。

両国住民間の仏教典籍の交流は7世紀終盤以降にも持続した。日本に伝來した新羅人の仏教関係の著述とその普及は8世紀代に日本で行われた写経事業を通してその程度を推察できる。写経された經典註釈書の著述家は中国人が84名で新羅人が15名であったが、彼らの中で元曉の著述が最も多くかつ多様な經論に及び60余種83回の写経回数を数える¹⁷³。

華嚴典籍の本格的な伝来は新羅で華嚴を習い、740年から3年間、華嚴經を東大寺で講義した審祥によってなされた。彼は宗派を網羅した70部645巻の經論を持ってきた。その中で新羅の僧侶に関するものが50部132巻であった。これを通して、当時新羅に多くの唐の經籍が流れてきていたことがわかる。

¹⁶⁹ 金成哲、2007〈‘大乗四論玄義記’는 백제에서 찬술되었나?—崔鉉植教授의 百濟 撰述説에 대한 反論—〉《韓國史研究》137.

¹⁷⁰ 崔鉉植、2007〈‘大乗四論玄義記’ 百濟 撰述 再論—金成哲 教授의 反論에 대한 批判—〉《韓國史研究》138.

¹⁷¹ 橫超慧日、1958〈新出資料 四論玄義の初章中假義〉《印度學佛教學研究》13.

¹⁷² 本論考が作成された後に“四論玄義の初章中假義”を含めた大乗四論玄義記が崔鉉植教授によって校勘・出版された。崔鉉植、2009《校勘、大乗四論玄義記》佛光出版社。

¹⁷³ 石田茂作、1930《写経より見たる奈良朝仏教の研究》東洋文庫、pp.5～8.

754年、唐の僧侶鑑真が日本に渡った際に持ってきた典籍が35部330巻であったことを考えると、審祥が持ってきた典籍が日本仏教に及ぼした影響が分かる。それ以降、東大寺が華厳の根本道場となった。日本の華厳宗は法藏を中心に展開したが、元暁の教学も大きな影響を与えた。現在、日本の訓読点の一種である‘ヲコト’点の源流と考えられる新羅の角筆が確認される判比量論(大谷大学図書館所蔵)も8世紀前半に新羅から伝えられたと考えられる¹⁷⁴。

ところが、8世紀代に日本に伝來した典籍の中には、伝統的に考えられてたものとは違った性格として把握しようとした見解が提起されている本があり、この時期に新羅と日本間の仏教典籍交流の理解のためには留意されるところがある。『華厳經問答』や『遊心安樂道』などがそのような例である。各々唐人法藏と新羅人元暁の著述として長い間知られてきた。ところが、前者は法藏の他の著述とは異質的な内容を含んでおり、後者には元暁の死後に翻訳された經典が引用されている点などが指摘され、前者は新羅義湘の弟子たちが師匠の講義を整理した本で¹⁷⁵、後者は奈良時代に東大寺開創を主導した僧正良弁の弟子である智愷が元暁の著述を母胎にして加筆したという¹⁷⁶説が提起された。

一方、その間新羅で著述されたものと知られていた本が、実は日本で著述されたものと主張される典籍もある。つまり、『大乘起信論同異略集』は奈良時期の東大寺の僧侶智愷が著述したもので¹⁷⁷、『華嚴一乘成仏妙義』は新羅の僧侶見登が日本に渡った後、著述したものであるという説が¹⁷⁸それである。

『起信論一心二門大意』の著者も正確に知られてはいなかった。この本は伝統的に‘楊州智愷’つまり『大乘起信論』の翻訳者として知られている真諦三藏の弟子である智愷の著述であると知られてきた。ところが、この本の内容と文体からみて、6世紀末から7世紀初めに活動した智愷の著述とみることが難しい部分があり、日本の仏教文献にみられる文字を移して書いた痕跡がある。したがって近代以降、日本の学界ではこれを11世紀以降の日本の僧侶の著述である可能性が高いと指摘してきた。『起信論一心二門大意』は大乘起信論の思想を敷衍した内容を含んでおり、元暁の大乘起信論に対する理解を反映している。この本には『流転本際經』が引用されているが、『流転本際經』は中国と日本ではその存在が知られていない著述であり、高麗と朝鮮時代の文献にのみあらわれている。このような面から『起信論一心二門大意』は元暁の大乘起信論に対する註釈書が流通してから、新羅で著述された蓋然性が高いという主張が出されている¹⁷⁹。これもまた今後の研究が期待される。

日本には中国と韓国には残っていない仏教関連文献が多く伝えられている。このような文献の性格に対するより精緻な分析は、今後、古代東アジア仏教思想の面貌を理解して古代韓国と日本の仏教界の思想的動向を理解するうえで大きく役立つものと期待されるところがある。

一方、727年に国交が開かれてから、渤海から日本に34回、日本から渤海に13回、使臣が派遣された。そのような中で両国間では仏教文化の交流も行われた。渤海人仁貞(?～815)と貞素(774～828)が日

¹⁷⁴ 小林芳規、2002〈韓国における角筆文献の発見とその意義〉《朝鮮学報》、182.

小林芳規、2002〈韓國의 角筆點과 日本의 古訓點의 關係〉《口訣研究》8.

¹⁷⁵ 石田公成、1985(‘華嚴經問答’の著者)《印度學佛教學研究》66.

金相鉉、1996《錐洞記》와 그 異本『華嚴經問答』《韓國學報》84.

¹⁷⁶ 愛宕邦康、1944(‘遊心安樂道’の撰述者に関する一考察—東大寺華嚴僧智愷とその思想的関連に着目して—)《南都佛教》70.

¹⁷⁷ 崔鉉植、2001(‘大乘起信論同異略集’の著者について)《駒澤短期大学佛教論集》7.

¹⁷⁸ 崔鉉植、2002〈新羅 見登의 著述과 思想傾向〉《韓國史研究》115.

¹⁷⁹ 崔鉉植、2006〈新羅佛教 文獻으로서의 “起信論一心二門大意”〉《佛教學研究》13.

本との交流に一定の役割を果たし、814年に日本へ行った王孝廉が日本人僧侶空海と詩文を交換し、861年に渤海使李居正が伝えた『仏頂尊勝陀羅尼經』が現在まで伝えられている¹⁸⁰。

(3) 8世紀終盤以降の様相

新羅と日本間の頻繁な仏教文化の交流は、8世紀中ごろから、両国間の外交的摩擦と続く国交断絶によって共に衰退した。これは両国間の政治的状況の進展にともなう様相のみならず、東アジア仏教界の変化そして両国の仏教自体の性格変化とも関連する側面を持ったものであった。

8世紀後半以降、唐でそれまで法相宗と華嚴宗を中心に活発に展開した教学仏教が、安史の乱を境に衰退する様相をみせるようになった。このような唐の仏教界の状況は、当時の東アジア仏教界の流れ全体に大きな影響を与えた。唐で新たな仏教理論と文献が作られなくなり、東アジア仏教界の相互交流は大きく減少し、新羅と日本において教学仏教の位相も次第に低くなつた。一方、教学仏教が萎縮するとともに東アジア地域では実践仏教が台頭した。

唐では8世紀中ごろから、それまで都市を中心に興盛した教学仏教とは異なり、農村に根拠を置いた禪宗が興盛した。新羅でも8世紀中盤以降、華嚴宗の義湘系仏教と真表系の弥勒信仰が興隆した。前者は華嚴經のみを重視する傾向を呈し、教学仏教であるが著述や理論の体系化に大きな関心を見せず、体験を通した悟りを重視し、地方で下層民を包括した修行共同体を目指した。後者は弥勒に対する帰依とともに占察經を根本にした占察信仰を唯一の修行法として重視し、下層一般民を布教の対象として勢力を広げていった。新羅下代仏教の主流を形成したこの二つの教団は共に総合的でなく、一つの思想にのみ重点を置いた宗派性が強く、身体を使った修行を重視した。つまり、既存の新羅中代の理論的な仏教に対して修行仏教、信仰仏教が台頭し、このような傾向は840年頃以降禪宗の台頭につながつた。初期の禪宗僧侶は主に義湘系と真表系僧侶出身であった。一方、日本でも9世紀から儀式を強調して密教的な性格が強い真言宗と天台宗が新たに定立されて仏教界を主導していった¹⁸¹。

中国で成立した教学仏教の思想が直ちに韓国と日本の仏教界に受容されたのとは異なり、実践仏教の禪宗はすぐに受容されなかつた。禪宗は新羅と日本ではすでに8世紀に知られていたが、それほど注目されなかつた。禪宗が本格的に受容され興隆するようになったのは新羅では9世紀中葉、日本では13世紀に入ってからであつた。実践仏教はその属性上、間接的な伝言や文献のみでは伝わり難く、直接的な経験と多くの人々の交流によって伝えることができる。新羅と日本における禪宗の本格的な受容は9世紀中葉と13世紀と各々、中国との民間交流が活発に展開したという事実と関連があるものと考えられる¹⁸²。

いずれにせよ、各国が互いに異なる実践仏教を発展させる間、次第に各国の仏教は相互に異質的な性格を持つようになつた。それとともに仏教典籍の交流もまた非常に少なくなつた。韓日間の僧侶と仏教文献の交流の衰退も8世紀中盤以降、新羅と日本間の政治的冷却と共にこのような東アジア仏教界全体の変貌と関連した現象であった。

¹⁸⁰ 宋基豪、1996〈불교와 기타신앙〉《한국사10》 발행。国史編纂委員会。

¹⁸¹ 鄭炳三、〈前掲論文〉。

¹⁸² 崔鉉植、2005〈8세기 新羅佛教의動向과 東아시아 佛教界〉《佛教學研究》12.

第4章 8世紀における渤海と日本の関係

第1節 727年、渤海と日本の国交樹立

698年、渤海の建国とそれに続く急速な成長は既存の東北アジアの国際秩序を揺るがす重大な変化であった。東部満洲地域は676年、新羅と唐の間の戦争が終息した後、唐・新羅・突厥などこの国も勢力を伸ばせない一種の国際的な勢力空白地帯であり、靺鞨の様々な部族と高句麗の遺民たちが小規模単位で各地に散在して自治を営んでいた。このような地域に遼西の營州から脱走してきた大祚榮集團が登場するや、この新たな勢力の求心点を中心に急速な勢力結集が進行した¹⁸³。当時、唐は天門嶺の戦で大祚榮集團に敗北してから、それ以上の積極的な追撃と圧迫を加えることができなかつた。これは内部的には武則天の執権による政治的葛藤と外部的には突厥勢力が遼西を圧迫する状況に起因したものであった。新羅は渤海が建国直後に使臣を派遣してくるや、大祚榮に大阿渙の官等を賜与して眞骨として接待したが¹⁸⁴、これは渤海に対する積極的な対応とは考えられない。一方、新羅は703年唐と交渉を再開してから、毎年使臣を派遣して、その間の不自由な関係を解消することに力を注ぎ、これを渤海に対する対応策としたようである。唐もやはり渤海の登場という新たな変数に対応するため、新羅との関係改善に努力した。このような中で渤海は突厥との友好関係を維持して勢力を拡大していった。

720年代に入って、渤海を巡って新たな情勢が造成されていった。玄宗が即位した後、政治的安静を取り戻した唐は、契丹の李尽忠の乱の際、幽州に移した營州都督府を717年に元の位置に復旧させ¹⁸⁵、また東北側に勢力を伸ばした。これには716年突厥の黙綏可汗が対鉄勒戦で死亡した後、突厥が一時瓦解しその勢力が萎縮した状況も作用したようである。続いて唐は、渤海の背後に位置した黒水靺鞨が722年に2回、724年に1回、725年に4回、726年に1回など頻繁に朝貢してくるや、これを契機に726年、黒水靺鞨に黒水府を設置してその首領を都督とし、別途に長史を置いてその部落を監領させた。続いて728年には黒水都督に‘李氏’姓と‘獻誠’という名前を与えて特別な関心を示した¹⁸⁶。これは明確に渤海に対する直接的な脅威であった。これに大きく反発した渤海武王は弟の大門芸の反対を押しのけ黒水靺鞨征伐を強行し、大門芸は唐に亡命した。自ずと渤海と唐の間の対立は高潮した。この頃、新羅が毎年、時には1年に3回、唐に使臣を派遣するなど唐と密着しようとする姿を見せた。このような一連の状況進展によって渤海朝廷は唐が東北側に再び勢力を伸ばし、それも新羅と連合して渤海を攻撃する可能性を深く憂慮せざるを得なくなつた。

渤海朝廷はこれに対応して、一方では唐に頻繁に使節を派遣しながら、両国関係の改善を企てようとした。渤海の対唐使臣派遣の目的として懸案の大門芸と黒水靺鞨問題などを妥結しようとする意図とともに新羅と唐の関係を意識した点があつたのであろう¹⁸⁷。そして一方では727年、日本に使節を派遣した。唐との武力衝突が起きる場合、唐と連繫する可能性が予想される南方の新羅の動向を牽制するた

¹⁸³ 盧泰敦、1981《渤海 建國의 背景》《大丘史學》19.

¹⁸⁴ 崔致遠、《謝不許北國居上表》《崔文昌侯全集》.

¹⁸⁵ 《新唐書》卷39地理志營州柳城郡上都督府.

¹⁸⁶ 《舊唐書》卷199下、靺鞨傳、渤海靺鞨傳.

¹⁸⁷ 韓圭哲、1995《渤海의 對外關係史》pp.189～190.

めのものであった。

続いて728年頃、渤海武王は唐と連繋した黒水靺鞨を攻撃した。さらに大門芸を唐が洛陽に居留させつづけたこと、いわば大門芸を渤海瓦解工作に活用するという唐の政策に対して強硬に武力対応した。この頃、突厥が再興して契丹などを制圧して唐の遼西地域を圧迫した。このような北アジアの情勢進展と照応させながら武王は732年、海軍を動員して唐の登州を攻撃し、陸軍を遼西の馬都山方面に進撃させるなど武力攻勢を繰り広げた。これに唐軍と新羅軍が連合して、733年渤海を挾撃した。しかし、この挾撃は失敗に終わった。

735年、唐は新羅の要求を受け入れ、“済江(大同江)に鎮戍して渤海の要衝に対応して、また(西側に)禄山と互いに眺めて遠図を図ることが策略(長策)である。(中略)侵寇を警戒して辺境の安定をなそうとするのに、どうして反対するだろうか”¹⁸⁸とした。つまり、新羅の済江以南併合を承認し渤海との対立を助長して、渤海の膨脹を防ぐという意図をあらわした。そして、渤海との関係も737年の渤海の朝貢と唐軍捕虜送還がなされ¹⁸⁹、続いて武王が亡くなり、文王が即位して冊封を受けることによって、それ以後唐と渤海は安定した関係を維持した。

渤海の興起によって動搖した東北アジア地域の国際情勢は新羅と渤海間の勢力均衡と唐の現状維持策として再度安定を求める様子を示した。これと共に留意される点は新羅の済江以南地域の併合を唐が公式に認定した事実である。それによって新羅は676年唐との戦争が表面的に終結した後にも裏面的に持続してきた唐軍による侵攻の可能性という不安要素を解消できるようになった。これはその後の新羅の対日関係において主要な要素として作用し、それはまた日本と渤海の関係に影響を与えた。

第2節 8世紀中葉における日本の新羅征伐計画と渤海の対応

727年の国交樹立後、渤海・日本間には数回の使臣往来があった。そのような中、8世紀中ごろ日本で新羅征伐計画が具体的に推進されることによって、渤海と日本の関係が緊迫するようになった。つまり、758年9月遣渤海使小野田守が帰国したが、この時一緒に渤海は聖武天皇の死に対する弔問使として大使輔國大將軍兼將軍行木底州刺史兵署少正開國公揚承慶と副使帰徳將軍楊泰師たち23人を日本に派遣した。帰国後、小野田守は復命するとともに渤海を通して聞いた唐に関する情報を伝えた。つまり、唐で安禄山の乱が755年に起こり、756年に平盧留後使徐歸道が渤海に精兵4万を要請したが渤海が動かず、758年には徐歸道を殺した安東都護王玄志が渤海に將軍を送って状況を伝えたが渤海が信じず、詳しい情報を収集中であり、唐皇帝が勅書を送ってきて、渤海から状を奉じたという内容を知らせた¹⁹⁰。このような情報に接した日本朝廷は758年12月大宰府に勅を下し、安禄山の乱の余波が及びそうなので対策を立てよと命じた¹⁹¹。この時、日本に来た渤海使揚承慶は渤海の西側国境地帯で遼東平野に進出する要所である蘇子河流域にある木底州の刺史であった。大陸の情勢について心配している日本の要求に応じるため、渤海朝廷は唐に対する情報に明るい接境地域の地方官を使臣に送つ

¹⁸⁸ 張九齡、〈勅新羅王金興光書〉《全唐文》卷285.

¹⁸⁹ 張九齡、〈勅渤海王大武藝書〉《全唐文》卷285.“(渤海使)多蒙固所送水手及承前沒落人等來 云云”

¹⁹⁰ 《續日本紀》卷21 天平寶字 2年12月戊申.

¹⁹¹ 同上

たのである。759年10月、渤海の遣日本使高南申が輔國大將軍玄菟州刺史であったという事実も同じ意味である。いずれにせよ、759年2月揚承慶たちは帰国した。続いて3月に大宰府で兵乱に備える準備が不足していることに対し憂慮した。ところが、6月には大宰府に新羅を討つための行軍式を行わせるなど新羅征伐計画に着手した。

このように渤海を通して安禄山の乱に関する情報を入手した後、日本朝廷はその乱の余波が海東に押し寄せるることを憂慮したが、それに関する対応策が新羅征伐計画としてあらわれた。いかなる論理で両者が結託して具体化したのであろうか。これについて日本朝廷が安禄山の乱によって唐が新羅を支援できないと判断して、この機会を利用して新羅を攻撃しようとしたという解説が提起されたことがある¹⁹²。一方では758年12月大宰府に下された勅で反乱軍が“西進できず、反対に海東を討つ”ものとした言及にみられるように、新羅が東進してきた反乱軍の攻撃によって打撃を受けるため、この機会を利用して新羅を攻撃しようとしたと理解することもできよう。いずれにせよ、どちら側であろうと日本朝廷は唐が混乱に陥った状況を、外交儀礼などでそれまで対立し続けてきた新羅との問題を解決できる好機と把握し、新羅を攻撃するための戦争準備に着手した。

759年8月、大宰府の三品船親王を(神功皇后を祭祀する)香椎廟に送って新羅を征伐しようとする状況を告げ、9月に兵船500隻を3年以内に建造することを命じ、761年正月、美濃・武藏の二地域で各々20人の少年を選んで新羅語を習わせ、11月には節度使体制を宣布した。762年11月に新羅征伐のための訓練をする軍隊のために香椎廟に封幣した。

一方、ここで留意されるのは遣渤海使小野田守が、753年新羅に使行して接見を拒否され戻ってきた経歴がある者で、761年10月の遣高麗(渤海)使である高麗朝臣大山が753年正月、唐朝廷の元会で新羅使と争長事件を繰り広げた際、日本使節団の一員であったという事実である。この点を重視して、日本は小野田守を758年2月渤海に派遣する際に新羅との国境問題をかかえていた渤海と連携して新羅を攻撃しようと考えており¹⁹³、さらに日本と渤海が新羅を南北から挟撃する同盟を小野田守が締結し、そのような計画を知った新羅が762年、その北辺に築城して防御に出たとも主張されている¹⁹⁴。758年から763年に日本と渤海の間で使節が相次いで往来した(表4参照)。

表4 758年～763年の渤海と日本間の使臣往来表

758.2	日本、小野田守渤海に派遣。聖武天皇の訃音伝える
758.9	渤海、小野田守帰国の際、揚承慶を聖武天皇の弔問使として日本に派遣
759.2	日本、高元度と内蔵全成を揚承慶の帰国時、共に渤海へ派遣、唐にいる藤原河清の帰国斡旋を渤海に要請
759.12	渤海、内蔵全成の帰国時、高南申を日本に派遣
760.2	日本、高南申の帰国時、陽候史玲璆を渤海に派遣
760.11	陽候史玲璆日本に帰国

¹⁹² 和田軍一、1924〈淳仁朝に於ける新羅征討計画について〉《史学雑誌》35-10・11.

¹⁹³ 酒寄雅志、2001〈渤海国家の史的展開と国際関係〉《渤海と古代の日本》校倉書房、pp.66～7.

¹⁹⁴ 酒寄雅志、〈八世紀における日本の外交と東アジアの情勢〉《上掲書》、pp.222～3.

761.10	日本、高麗朝臣大山を渤海に派遣
762.10	渤海、高麗朝臣大山の帰国時、王信福を日本に派遣
763.2	日本、王信福の帰国時、板振鎌束を渤海に派遣
763.10	板振鎌束、渤海から日本へ帰国

渤海から日本に4回、日本から渤海に5回使節の派遣が行われた。759年以降、新羅征伐計画が公式化しながら、日本の遣渤海使の主な任務は大陸情勢の把握、そして渤海と対新羅挾撃を協議することであったとみることができる。759年2月、遣渤海使が唐にいる日本人藤原河清の帰国に関する仕事に渤海の協助を要請したのも唐の情勢を把握するための方策と考えられる。そうすると、このような日本の対新羅挾撃要請に対して渤海はいかなる立場をとったのであろうか。これについては日本と渤海が少なくとも初めには意見を共にしたという説が提起され¹⁹⁵、それとは異なり渤海が日本の提案に対して否定的であったとみる見解も発表された¹⁹⁶。

758年と759年、日本に送られた渤海使が各々木底州刺史と玄菟州刺史という武官であった点は、渤海がこの事案に積極的であったことを示すと想定する余地を提起する。ところが、渤海は天宝末にその首都を中京顕徳府の顯州から上京龍泉府に移した¹⁹⁷。この時の遷都は安禄山の乱勃発以降、安保上の必要によって行ったという説が¹⁹⁸あり、これとは異なり渤海の発展にもなる必要性に基づいて、長期間にわたった綿密な準備を経て行われたものとみなければならないという主張が¹⁹⁹提起された。上京は巨大な計画都市であった。その面では後者の説が意味を持つ。また、安禄山の乱の余波が直接押し寄せる状況で、中京より北側にある上京が防御上さらに有利な位置にあることも事実である。その二つの説は各々妥当な意味を持つ。押し寄せる安禄山の乱の余波に対する渤海の対応策をみると、渤海朝廷はそのどちら側に加担するとも、乱に直接介入しようともしなかった。これは対外的紛争を避けて遷都にともなる問題に対処することに力を注ぐという渤海朝廷の姿勢をあらわしたものといえる。そのような面からみた場合、渤海が西側では安禄山の乱が持続している状況で日本と連合して対新羅挾撃に加担しようとしたという仮定は肯定し難い。それは、押し寄せる可能性がある安禄山の乱の余波への対応や新たに遷都した上京を経営するうえで深刻な困難を招きかねないためである。さらに当時渤海は新羅と争っていたわけではなかった²⁰⁰。

¹⁹⁵ 石井正敏、2001〈初期日本渤海交渉における一問題〉《日本渤海關係史の研究》吉川弘文館。
酒寄雅志、〈前掲論文〉。

¹⁹⁶ 宋浣範、2006〈8세기 중엽 ‘新羅征討’ 계획으로 본 古代 日本의 對外方針〉《韓日關係史研究》25.

¹⁹⁷ 『新唐書』、卷43下 地理志33下 犬麁州 河北道 “顯州天寶中王所都”《同》；卷219渤海傳“天寶末欽茂徙上京”。

¹⁹⁸ 宋基豪、1995《渤海政治史研究》、pp.94～99.

¹⁹⁹ 金起燮・金鎮光、2007〈渤海의 上京 建設과 遷都〉《韓國古代史研究》45.

²⁰⁰ 三国史記によると、新羅は景德王7年(748)大谷城など14の郡県を設置し、同王21年(762)五谷城など6つの城を築城し各城に太守を置いた。これは735年唐から済江以南地域の新羅領有を公認された後、その間唐との緩衝地帯として残しておいた礼成江西側地域に対する本格的な経営を行ったことを伝える。ところで、748年と762年の築城と郡県設置などの礼成江西側地域経営が渤海の侵攻に対備したものや渤海を対象にした北進策とは考えられない。733年、渤海・新羅戦争がそうであったように両国の軍事的対決での攻撃路は東海岸ルートであった。つまり、これを記事として伝える新羅の郡県設置や築城が渤海に威嚇を与えたとか750年代末の日本と渤海の新羅挾撃計画に威脅を感じた新羅の対応であったとみることについては首肯しがたい(具蘭熹、1999《8

〈表5〉鉄利・拂涅・越喜・黒水靺鞨朝唐表

朝貢年代	渤海紀年	拂涅	鐵利	越喜	黒水
714	高王17年	○○	○	○	
716		○			
717		○			
718		○	○		
719		○○○	○	○	
721	武王仁安2年	○	○		
722		○	○○	○	○○
723		○	○	○	
724		○	○○	○○	○
725		○	○	○	○○○○
726					○
727			○○		
730		○			○○
735		○	○	○	
736				○	
737		○			
739	文王大興2年	○			
740			○	○	○
741		○		○	○
747					○○
748					○
750					○
752					
802	康王正暦8年			○	○
815	僖王朱雀2年				
841	彝震王	○	○		○
912	咸和11				○
924	末王6年				○
925					

* 本表は《冊府元龜》外臣部朝貢と褒異の記録に依拠した。

* ○は朝貢の回数を示す

新羅と国境を接した渤海の南境一帯に黒水、鉄利、達姤などの部族が居住していた。達姤はその原住地が北流松花江下流、東側の室韋族であり²⁰¹、鉄利と黒水の原住地は東流松花江中下流地域であった。これらの部族を渤海が征伐した後、その一部を渤海の南境である咸興平野一帯に移住させた²⁰²。彼らの移住時期は唐に対する鉄利靺鞨の入貢が途絶えた、つまり鉄利靺鞨に対する渤海の征伐が行われた740年代末頃とみられる。(〈表5〉参照) 746年には渤海人と鉄利人千百人余りが日本に渡ってき

세기 중엽 발해·신라·일본의 관계—일본의 신라침공계획을 중심으로—〉《韓日關係史研究》10参照。
この時期、渤海は新羅方面より遼東地域に関心を持っていたとみる説もある(韓圭哲、《前掲書》p.209)。

²⁰¹ 《新唐書》東夷傳“又有達末婁 達姤二部（中略）達姤 室韋種也 在那河陰 淚末河之東 云云”。

²⁰² 小川裕人、1937〈三十部女眞に就いて〉《東洋学報》24-4.

三上次男、1941〈新羅東北境外における黒水鉄勒達姤の諸族に就いて〉《史学雑誌》52-11.

たが²⁰³、これは鉄利部族が渤海に服属したことであるとみなければならないだろう。黒水靺鞨は720年代末に渤海の攻略を受けた。この時完全に渤海に服属したのではなかったが、対唐朝貢が一時中断したことからみられるように大きな打撃を受けたようである。740年代に再び対唐朝貢が行われたが、752年以降から長い間中断された。このような面からみた場合、740年代や750年代前半、渤海が征服した鉄利靺鞨と黒水靺鞨および達姤部族の一部を新羅との接境地帯に強制移住させ、一種の緩衝地帯を形成したものと考えられる²⁰⁴。これはまさに734年新羅の北進とともに一度の戦争を経た後、渤海がその南方に膨脹を試みたというよりは現状を維持しようとしたことを意味する。

渤海と唐との関係では渤海が反乱軍側に加担せず慎重に対応したのに対して、758年唐皇帝が好意的な意を込めた勅書を送り渤海も状を送った²⁰⁵。つまり、渤海と唐は両国の既存の関係に変動を惹起しないようにする友好的な立場をとった。そのような状況で渤海が唐と友好的な関係にある新羅を攻撃して唐との紛争につながる可能性があることを敢行しようとしたのだろうか? そのような蓋然性は希薄であると感じる。

このようにみた場合、750年代末から760年代初めに渤海は日本の対新羅挾撃策に参加しようとなかったようである。日本が安禄山の乱以降に展開した大陸情勢に対する情報を得ようとすることには協力したが、それ以上両国間の対新羅軍事同盟を進めることには同意しなかったと考えられる。対新羅挾撃策に加担しないという渤海の立場は、762年の遣日本使王信福を通して表明されたものと考えられ、これは従来の渤海使とは異なり王信福が文官であったという事実を通して推察してみることができる²⁰⁶。また、入唐日本人僧侶戒融の帰国可否の確認を巡った唐・渤海・新羅・日本間の接触過程を通してこの点を推察できる。

762年、唐は文王大欽茂を‘渤海郡王’から‘渤海国王檢校太尉’に進爵して冊封した。この時、唐の冊封使韓朝彩と同行して渡唐日本留学僧戒融が渤海に向かった。763年2月、渤海使王信福が帰る際、その送使として渤海に向かった板振鎌束がこの年10月に日本に帰国したが、その時戒融がその船に乗って日本に帰った。その後、韓朝彩は渤海から新羅に向かい、新羅朝廷に日本の僧侶戒融が無事に帰国したかどうか調べさせた。これに764年7月、新羅朝廷が大奈麻金才伯たち91人の使節団を大宰府に派遣して戒融の件を問い合わせた。大宰府では中央の乾政官にこの事項を質問し、彼が無事に帰国したことを新羅執事部に知らせる牒文を受けて、これを新羅使節に渡した。そして、新羅使節に“近ごろ、汝等の国から投化してきた百姓たちが‘本国では軍隊を出して警備しており、日本から攻めて来るか心配’しているというが、その虚実がいかなるものか”と質問した。それに対して新羅使節は、唐が乱で混乱し海賊が猖獗しているため軍隊を徵発して辺方を守っているとしながら、新羅が防御を強化していると認めた²⁰⁷。この時、韓朝彩は恐らく渤海の‘新羅道’を通して、新羅泉井郡の炭項閥門を²⁰⁸経て新羅の首都に行つたようである²⁰⁹。これを渤海が容認したということはまさに763年の時点で渤海が新羅に対

203 《續日本紀》卷16天平18年是年條.

204 盧泰敦、2003〈三國史記에 登場하는 靺鞨의 實體〉《韓半島와 滿洲의 歷史 文化》、서울대학교출판부.

205 《續日本紀》卷22天平寶字2年12月戊申.

206 石井正敏、〈初期日本渤海交渉における一問題〉

207 《續日本紀》卷25天平寶字8年7月甲寅.

208 《三國史記》卷35地理志2朔州泉井郡.

209 《三国史記》地理誌に引用された賈耽の《古今郡國志(古今郡國縣道四夷述)》によると、渤海の東京龍原府か

するいかなる戦争の意志も持っていないことを物語ってくれる。そして、渤海に行った唐の冊封使韓朝彩の帰国経路と、文王を新羅王と対等な‘渤海国王検校太尉’に冊封したことを通してみた場合、唐も渤海と新羅の均衡の上で現状維持をしようとする意志を持っていたものと考えられる。また、そのような唐の意図を渤海が受容したことを推察させる。また、金才伯たちに対する大宰府の審問を通して、この頃の日本の動きを注目した新羅が防御力を強化して、万が一の事態に対備しており²¹⁰、日本もまたこのような新羅の対応を把握していたことがわかる。両者間の緊張を緩和して日本の状況を把握するために新羅朝廷は戒融の件を活用して日本に使節団を派遣したものと考えられ、それとともに使節団の規模が相当なものであることを勘案するならば、この機会に交易も行おうとしたようである。

日本の新羅征伐計画は764年9月、惠美押勝(藤原仲麻呂)の乱をピークに霧散した。この計画が挫折した理由については、①この計画が初めから対内的矛盾と不満を外へ排出しようとする政治的なものに過ぎなかつたという説²¹¹、②藤原仲麻呂を巡る国内政情が急速に変化したという点、③日本国内の情勢よりも渤海が唐との関係が好転するや方針を変えた点が最も大きい要因という説²¹²、④多年間の災害と遠征準備などにともない民が疲弊したためという説²¹³などが議論された。新羅征伐計画を主導した藤原仲麻呂は淳仁天皇と密着していた。ところが、762年夏以降、淳仁天皇と孝謙太上天皇間の葛藤が大きくなることで藤原仲麻呂の権力が弱化し、これを反転させようとする試みが764年9月の乱であったが鎮圧された。この年は“是年兵と旱が続き、米価が一石で千錢となった”という記事に見られるように²¹⁴、その間の災害と戦争準備で民生が非常に難しい状況であった。それに先に述べたように渤海は新羅挾撃攻策を受け入れなかつた。このような対内外的状況展開によって自然と新羅征伐計画も消滅した。

第3節 8世紀末における渤海・日本間の外交儀礼を巡る葛藤

日本の新羅征伐計画が霧散した後にも渤海と日本間には交流が続いた。ただ、この交流は以前とは異なり軍事的意味を持たないものであった。遠い海を間に置いた両国が特別な軍事的連帯を摸索する状況が起きなかつたためである。両国間の交流で、渤海は経済的利益の追求が主な目的となつていつた。日本は天皇の正統性と権威を宣揚するうえで必要な要素である‘蕃国渤海の入朝’が持つ対的な政治的意味を重視した。また、日本朝廷は新羅との外交が途絶えた状況で渤海が持つ日・唐間の情報と人的交流の仲介者としての役割にも相当な意味を付与できる。そこで時には渤海使の接待に経費が多くかかる点を挙げて‘商旅’である渤海使節団を優待する必要があるのかといふ批判が提起されたり

ら新羅の泉井郡まで39個の駅があるという。9世紀初めに編纂されたこの本の記事は763年、渤海から新羅に行った韓朝彩の旅行報告文に依拠したようである。《古今郡國志》は《三国史記》地理志2朔州条にも引用されている。朔州は上で述べた韓朝彩の渤海・新羅旅行路にある地域である。

²¹⁰ 760年9月、新羅は級済金貞巻を日本に派遣した。これは日本の新羅攻撃計画に対する情報を入手し、それに対する探索が目的だったようである。763年2月にも級済金体信たち211人の使節団を派遣した。政情の探索と共に交易が目的だったようである。(《續日本紀》卷23、天平宝字4年9月癸卯《同》、卷24、天平宝字7年2月癸未))。

²¹¹ 岸俊男、1969《藤原仲麻呂》吉川弘文館pp.261～274.

²¹² 石井正敏、2001《前掲論文》.

²¹³ 宋浣範、《前掲論文》.

²¹⁴ 《續日本紀》卷25天平寶字8年是年條.“是年兵旱相仍米價石千錢”.

もしたが²¹⁵、渤海との交流を継続した。そのような中でも両国間の外交的摩擦が起きたこともあった。これは両国間の交流持続に中核的な事項でもあった‘蕃国’に相応しい外交儀礼を渤海が受け入れないことにから始まった。国書の形式と内容などがその主要な紛争事項である。

763年、遣日本使王信福が帰国して以降、10年の空白があり、その後の771年、渤海使壹万福が日本を訪問した。彼が持つて来た国書に渤海王が天孫を自負するなどの内容を含んでおり、日本朝廷が強く不満を表してその訂正を要求した。そのような事項がその後、渤海使が持つて來た国書でも充分に反映されていなかったため、796年日本朝廷は“朝聘する道理は礼義と恭敬を優先とするが、そこから外れるならばどうしてお互いに往来する必要があるだろうか”といって国交断絶を暗示する強硬な立場を明らかにした²¹⁶。これに対して渤海は796年10月日本の要求を反映した国書を送り、聘期も日本に任せるとした。これに日本朝廷の上下が満足し、臣下たちは祝いの表文を奉じたりもした²¹⁷。それ以降、798年、渤海が大昌泰を派遣して聘期6年を短縮することを要求すると、日本がこれを受け入れて年限を置かなくなつた²¹⁸。

このように渤海は日本が要求する外交儀礼の形式を受容して、日本は渤海の朝聘期限の短縮要求を受け入れることでお互いの妥協点を求めた。このような妥協の土台には8世紀中盤以降、対日外交の目的を貿易利益の追求に置く渤海の政策変化が根底にあつた²¹⁹。当時、渤海は対内的には皇帝国の位相を指向した。貞孝公主墓誌銘で彼女の父である文王を‘皇上’と表現し、制度的にも‘宣詔省’‘詔誥舍人’等の存在はそのような側面を物語るものである。最近、延辺朝鮮族自治州和龍県龍海区域渤海墓群で二つの墓誌銘が発掘された。まだ全文が公開されておらず、その具体的な内容は不明であるが、それは各々、三代文王の妃である‘孝懿皇后’と九代簡王の妃である‘順穆皇后’のものである²²⁰。全て‘皇后’と記述されており、渤海が‘外王内帝’を指向したことを²²¹再確認できる。渤海が8世紀中盤以降、日本との交流において基本的にこの立場を堅持しながら自分たちの商業的利益を追求したのである。

結論

以上5つの主題を中心に7～9世紀における韓日関係史の展開を調べてみた。これを要約することで結語とする。まず、第1章の三国統一戦争期における三国と倭(日本)との関係では、白(村)江口の戦に至るまでの過程と白江口の戦の様相を調べた。白江口の戦は海戦であるが、新・唐同盟軍の海軍は

²¹⁵ 《日本逸史》卷34天長3年3月戊辰。

²¹⁶ 《日本後紀》卷4延暦15年5月丁未。

²¹⁷ 《日本後紀》卷5延暦15年10月己未、壬申。

²¹⁸ 《日本後紀》卷7延暦17年12月壬寅《同》、卷8延暦18年4月乙丑。

²¹⁹ 石井正敏、1995〈光仁桓武朝の日本と渤海〉《日本古代の伝承と東アジア》吉川弘文館p.445。

金宗福、2008〈8～9世紀 渤海外 日本の外交の葛藤と解消〉《韓國史學報》33。

²²⁰ 吉林省考古文物研究所・延邊朝鮮族自治州文物管理委員會辦公室、〈吉林和龍市龍海渤海王室墓葬發掘簡報〉《考古》2009年6号。

²²¹ 宋基豪、1995〈渤海國의 位相〉《前揭書》pp.178～199.

その主力が唐軍であった。したがって、これまで日本の学界ではこの戦い、さらには百済復興戦争を基本的に唐軍と倭軍の対決と把握し、新羅軍は付隨的な存在とみなしてきた。

しかし、これは白江口の戦にのみ焦点を置いて記述した《日本書紀》の記事に一方的に依存したことからはじまる偏向的な理解である。当時の戦況をみると、白江口の戦は百済復興軍の本拠地である周留城攻略戦の一環として繰り広げられた戦いであった。主な戦場は周留城であり、新・唐同盟軍の主力は陸軍であり、周留城攻略戦に投入された。陸軍の中心は新羅軍であった。「付隨的で弱い新羅軍」という認識はその後の新羅と日本の関係に対する理解に影響を与えた。

一度倭国と戦争を繰り広げた新羅は668年、高句麗を滅亡させる直前に倭国へ使節を送り、劇的な和解と国交を再開した。新羅としては唐と戦争を行うために背後の敵対勢力である倭国との和解が必要であり、倭国も663年の白江口の戦以降、新・唐同盟軍による日本列島侵攻の可能性に戦々恐々としていたため新羅の提案に呼応した。669年に新・唐戦争が開戦して以降、新・日関係は新・唐戦争の推移と密接な関連性を持って展開した。

第2章の7世紀終盤－8世紀代における新・日関係で、676年に新・唐戦争が終結して以降8世紀後半に新羅と日本の国交が断絶するまでの期間に展開した韓日関係を調べた。676年、新・唐戦争が終結して以降7世紀末まで新羅と日本は唐との交渉を事実上閉ざしたまま唐との不自由な関係を持続した。そのため新羅と日本は相互協力と交流を必要とした。特に新羅は唐と直接対決しており、676年以降にも唐が新羅侵攻の意志を堅持していたため、軍備強化とともに日本との友好関係維持に力を注いだ。

一方、その間に新羅と日本は共に中央集権的な国家体制の構築に力を尽くした。唐の制度を全面的に受け入れて、いわゆる律令体制を構築した日本は新羅を蕃国に想定し、それともう儀礼と義務を新羅に強要した。しかし、新羅は日本をあくまでも隣国と考えた。ただ、新羅は当時、唐の侵攻の可能性に直面していただけに、これを露骨に表にして拒否できない状況であった。この時期の両国は表面的には頻繁に友好的な交流を行ったが、その裏面には「隣国と蕃国の同床異夢」にともなう葛藤の要素が敷かれていた。

698年、渤海が建国され急速に成長していった。それとともに702年と703年に日本と新羅が各々唐と国交を再開し、唐と新羅との間には頻繁な交流が行われるようになった。このような状況進展によって東アジアの国際関係の様相が大きく変わった。新羅と唐は734年に渤海を相手にした共同軍事作戦を行い、735年唐が新羅の大同江以南地域の併合を公式に承認することによって、両国関係はより一層強固となった。これはまさに長期間新羅を圧迫してきた、唐と日本による挾撃の可能性という悪夢から抜け出せるようになったことを意味する。それによって自ずと新羅の対日戦略的位置は大きく改善された。統いて新羅は既存の両国関係に変化を要求し、それに対して日本が反発した。両国間の葛藤は数回の外交的紛争を経て、ついには8世紀後半の断交へつながることになった。

第3章の7-9世紀における韓日間の文化交流では、律令と仏教文化を素材にした韓国の古代国家と倭(日本)との間の交流の様相を調べた。

まず三国の律令について調べてみると、6世紀初めに新羅が律令を颁布したという三国史記の短い言及は事実性を持ったものであり、新羅の国家としての成長と共に律令がさらに整っていったことが確認される。百済の場合、木簡資料を通して百済律令の具体的な姿があらわれている。また、百済律令が

日本の大宝令の一部条項に影響を与えたことを確認できた。今後は東アジア歴史圏内で中国－韓国－日本につながる律令文化の拡散過程と各国の律令文化の同質性および差異性を把握する努力が必要となるであろうし、より具体的には三国の律令が中国の南北朝および隋・唐の律令と各々どのように連繋するのか、そしてまた日本の律令がこれらとどのような相互関係を持っているのかに対する考察がなされなければならないだろう。

両者間で行われた仏教文化の交流については、6世紀以降8世紀代にかけて両地域間では仏教文化と僧侶の相互交流が活発に行われ、それを通して三国と統一期新羅の仏教文化が古代日本の仏教文化に深い影響を与えたことを確認できた。それとともにこの時に行なわれた交流の結果が日本に少なからず残って伝わっているが、それを通して逆に三国と統一新羅の仏教文化的一面を探ってみることができた。その中の一つが最近著者が百済人慧均であるという事実が明らかになり、韓国の学界で大きく注目をあびた“大乗四論玄義記”である。その他にもこれまで中国人や日本人の著述であると考えられてきたいくつかの仏教書籍が実は新羅人の著述であることが明らかになっている。また、この時期に新羅から日本に渡っていた仏教書籍（元暉の著述である判比量論）に角筆が確認されたが、これを通じて現在日本の訓読点の一種である‘ヲコト’点の源流が新羅にあることも明らかになった。

第4章の8世紀における渤海と日本の関係では、8世紀中葉、日本朝廷がとった新羅侵攻計画を中心に両国間の交渉関係を調べた。727年に始まった渤海と日本の交渉は8世紀中葉に活気を帯びた。日本が新羅との葛藤を解決する方策として渤海と同盟を結んで、南北から新羅を挾撃しようとする計画を追求したためである。しかし、この計画は失敗に終わった。その理由が何であり渤海がこの計画に対していかなる立場をとったのかなどを調べてみた。渤海は初めから日本の計画に消極的であったと考えられる。

これ以降にも渤海と日本間では交渉が続いたが、両者間の外交儀礼を巡って混乱が続いた。しかしもなく、渤海が日本が要求する外交儀礼の形式を受容し、日本は渤海の朝聘期限の短縮要求を受け入れることでお互いの妥協点を求めた。このような妥協の背景には8世紀中ごろからの、対日外交の目的を貿易利益の追求に置く渤海の政策変化があった。当時、渤海が‘外王内帝’を指向したが、8世紀中ごろからの日本との交流でも基本的にこの立場を堅持しながら自国の商業的利益を追求したのである。

7-9世紀は和戦両面にかけて韓日の古代国家間で交渉が活発に展開し、韓日関係史で独特な一面をあらわした時期であった。今回のこの時期における韓日関係史に対する共同研究が既存の歴史認識の限界を克服して、未来指向的な新しい歴史認識を両国の人々の間で育成するうえでわずかながらでも役に立てればと考える。

参考文献目録

《三國史記》

《三國遺事》

《崔文昌侯全集》

《隋書》

《舊唐書》

《新唐書》

《資治通鑑》

《唐大詔令集》

《文館詞林》

《全唐文》

《日本書紀》

《續日本紀》

《令集解》

《三國佛法傳統緣起》

卞麟錫, 1992《譯註 韓國古代金石文》

國立羅州文化財研究所, 2009《羅州 伏岩里 遺蹟 出土 木簡》

國立扶餘文化財研究所, 1999《宮南池》

權惠永, 1997《古代韓中外交史—遣唐使研究》

卞麟錫, 1994《白江口戰爭과 百濟倭關係》, 한울

宋基豪, 1995《渤海政治史研究》一潮閣

盧泰敦, 1999《高句麗史研究》사계절

盧泰敦, 2009《三國統一戰爭史》서울대학교出版社

延敏洙, 2003《古代韓日交流史》해안

崔鉉植, 2009《校勘, 大乘四論玄義記》, 佛光出版社.

韓圭哲, 1995《渤海對外關係史研究》신서원

韓容根, 1999《高麗律》, 서경문화사

拜根興, 2003《七世紀中葉唐與新羅關係研究》中国社会科学出版社

井上光貞等校注, 1976《律令》岩波書店

鳥山喜一, 1968《渤海史上の諸問題》風間書房

山本孝文, 2006《三國時代 律令의 考古學的 研究》서경

森公章, 1998《“白村江”以後》講談社

石田瑞麿, 1983《日本佛教史》岩波書店; 李永子譯, 1988民族社

岸俊男, 1969《藤原仲麻呂》

L. I. Alibaum, 1975, Zivopisi Afraciaba, Tashikent

姜鳳龍, 1992〈三國時期의 律令과 民의 存在形態〉《韓國史研究》78

具蘭憲, 1999〈8세기 中葉 발해 신라 일본의 관계—일본의 신라침공계획을 중심으로—〉《韓日關係史研究》10

金起燮·金鎮光, 2007〈渤海의 上京 建設과 遷都〉《韓國古代史研究》45

金秉駿, 2009〈樂浪의 文字 生活〉《古代 文字資料로 본 東亞細亞의 文化交流와 疏通》동북아역사재단

金相鉉, 1996『錐洞記』와 그 異本『華嚴經問答』《韓國學報》84

金聖範, 2009〈羅州 伏岩里 遺蹟 出土 百濟木簡과 其他 文字 關聯遺物〉《百濟學報》創刊號

金聖範, 2009〈羅州 伏岩里 遺跡 出土 百濟 木簡〉《古代의 木簡, 그리고 山城》(國立文化財研究所 40年, 韓國博物館開館100周年 紀念 學術심포지움 發表文)

金成哲, 2007〈‘大乘四論玄義記’는 백제에서 찬술되었나?—崔鉉植 教授의 百濟 撰述說에 대한 反論—〉《韓國史研究》137

金龍善, 1982〈新羅 法興王代의 律令頒布를 둘러싼 몇 가지 問題〉《加羅 文化》1

金元龍, 1976〈사마르칸트 아프라시앞 宮殿壁畫의 使節圖〉《考古美術》129 130

金元龍, 1984〈古代韓國과 西域〉《美術資料》34

金恩淑, 1996〈百濟復興運動 以後 天智朝의 國際關係〉《日本學》15

金正基, 1982〈新羅伽藍配置와 日本에의 影響〉《新羅文化祭學術發表會論文集》第3集

金宗福, 2008〈8～9世紀 渤海와 日本의 外交的 葛藤과 解消〉《韓國史學報》33

金昌錫, 2004〈8세기 신라 일본 간 외교관계의 추이—752년 교역의 성격 검토를 중심으로—〉《歷史學報》184

金昌錫, 2007〈新羅 縣制의 成立과 機能〉《韓國古代史研究》48

南豊鉉, 2005〈韓國古代吏讀文의 文末語助辭 ‘之’에 대하여〉《口訣研究》15

盧重國, 1979〈高句麗 律令에 關한 一試論〉《東方學志》21

盧重國, 2009〈百濟의 救恤 賑貸 정책과 ‘佐官貸食記’ 木簡〉《白山學報》83

盧泰敦, 1981〈渤海 建國의 背景〉《大丘史學》19

盧泰敦, 1989〈高句驪 渤海人과 内陸아시아 住民과의 交渉에 關한 研究〉《大東文化研究》23

盧泰敦, 1989〈蔚珍 凤坪碑와 新羅의 官等制〉《韓國古代史研究》2

盧泰敦, 1997〈對唐戰爭期(669～676) 新羅의 對外關係와 軍事活動〉《軍事》34

盧泰敦, 2003〈三國史記에 登場하는 鞍鞨의 實體〉《韓半島와 滿洲의 歷史 文化》, 서울대학교 출판부

盧泰敦, 2009《三国統一戰争史》, 서울대학교 출판부

朴南守, 1996〈統一新羅 寺院成典과 佛寺의 造營體系〉《東國史學》28 ;《新羅手工業史研究》신서원, 再収錄

박진옥, 〈쏘련 쌔마르칸드 아흐라샤브 궁전지 벽화의 고구려 사절도에 대하여〉《조선고고연구》1988년 3기

朴泰祐·鄭海濬·尹智熙, 2008〈扶餘 雙北里 280-5番地 出土 木簡 報告〉《木簡과 文字》2호

- 朴泰祐, 2009〈木簡資料를 통해 본泗沘時代의 空間構造—‘外椋部’銘 木簡을 中心으로—〉《百濟學報 創刊號》
- 宋基豪, 1996〈불교와 기타신앙〉《한국사》10(발해), 국사편찬위원회
- 宋浣範, 〈8세기 중엽 ‘新羅征討’ 계획으로 본 古代 日本의 對外方針〉《韓日關係史研究》25, 6
- 徐榮教, 2002〈羅唐戰爭과 吐蕃〉《東洋史學研究》79
- 徐永大, 1992〈中原高句麗碑〉《訳注韓國古代金石文》1
- 尹善泰, 2000〈新羅統一期 王室의 村落支配—新羅古文書와 木簡 分析을 中心으로—〉《서울대 국사학과 박사학위논문》
- 尹善泰, 2000〈新羅의 寺院成典과 档荷臣〉《韓國史研究》108
- 尹善泰, 2003〈新羅中代의 刑律—中國律令受容의 新羅的 特質과 關聯하여〉《講座 韓國古代史》3
- 尹善泰, 2006〈百濟泗沘都城과 嶠夷—木簡으로 본 泗沘都城의 안과 밖—〉《東亞考古學論叢》2, 忠清文化財研究院
- 尹善泰, 2007《木簡이 들려주는 百濟 이야기》주류성
- 李旼燮·尹善泰, 2008〈扶餘雙北里 현내들 北浦 遺跡 調查成果〉《木簡과 文字》創刊號
- 李京燮, 2009〈新羅月城 嫂子에서出土한 ‘2號 木簡’에 대하여〉《韓國古代史 研究의 現段階—石門 李基東教授 停年 紀念 論叢—》
- 李基東, 1978〈新羅官等制度의 成立年代 問題와 赤城碑의 發見〉《歷史學報》78
- 李基東, 1980〈新羅中代의 官僚制와 骨品制〉《震擅學報》50
- 李明植, 1992〈蔚珍鳳坪碑〉《訳注韓國古代金石文》2
- 李炳鎬, 2008〈扶餘陵山里出土 木簡의 性格〉《木簡과 文字》創刊號
- 李鎔賢, 1999〈扶餘宮南池出土 木簡의 年代와 性格〉《宮南池》
- 李鎔賢, 2008〈佐官貸食記와 百濟의 貸食制〉《百濟木簡》, 國立扶餘博物館
- 李佑成, 1989〈高麗土地 課役關係 ‘判·制’에 끼친 唐令의 影響—新羅律令國家說의 檢討를 兼하여—〉《大東文化研究》23
- 李宇泰, 1989〈新羅時代의 結負法〉《泰東古典研究》5
- 李宇泰, 2002〈古代度量衡制의 發達〉《講座 韓國古代史》6
- 李宇泰, 2005〈金石文을 통하여 본 漢字의 導入과 使用〉《韓國古代史研究》38
- 李泳鎬, 1983〈新羅中代王室寺院의 官寺的 機能〉《韓國史研究》43
- 李漢祥, 1997〈5~7世紀 百濟의 帶金具〉《古代研究》5
- 張慶浩, 1993〈百濟와 日本의 古代 寺刹建築〉《百濟史佛教文化의 比較 研究》, 忠南大學校百濟研究所
- 田鳳德, 1956〈新羅律令攷〉《서울大論文集4》
- 鄭炳三, 2002〈古代韓國과 日本의 佛教 交流〉《韓國古代史研究》27
- 鄭孝雲, 1993〈天智朝 對外關係에 대한 一考察—백강구전후의 대외관계를 중심으로—〉《韓國上古史學報》14
- 朱甫瞰, 1984〈新羅時代의 連坐罪〉《大邱史學》25

- 朱甫暎, 1989〈蔚珍 鳳坪碑新羅碑와 法興王代의 律令〉《韓國古代史研究》2
- 朱甫暎, 1992〈丹陽赤城碑〉《訳注韓国古代金石文》2
- 朱甫暎, 1993〈金春秋의 外交活動과 新羅 内政〉《韓國學論集》20
- 朱甫暎, 1998〈鳳坪碑 段階의 外位制整備〉《新羅 地方統治體制의 整備過程과 村落》신서원
- 蔡尚植, 1984〈新羅統一期의 成典寺院의 機能과 構造〉《釜山史學》 8
- 崔鉉植, 2001〈‘大乘起信論同異略集’の著者について〉《駒澤短期大學佛教論集》7
- 崔鉉植, 2002〈新羅 見登의 著述과 思想傾向〉《韓國史研究》115
- 崔鉉植, 2005〈8세기 新羅佛教의 動向과 東아시아 佛教界〉《佛教學研究》12
- 崔鉉植, 2006〈新羅佛教 文獻으로서의 “起信論一心二門大意”〉《佛教學研究》 13
- 崔鉉植, 2007〈百濟 撰述 文獻으로서의 ‘大乘四論玄義記’〉《韓國史研究》136
- 崔鉉植, 2007〈‘大乘四論玄義記’ 百濟 撰述 再論—金成哲 教授의 反論에 대한 批判—〉《韓國史研究》138
- 洪普植, 2004〈日本出土 新羅土器와 羅日交渉〉《韓國上古史學報》46
- 洪承佑, 2004〈新羅律의 基本性格—刑罰體系를 中心으로—〉《韓國史論》50
- 洪承佑, 2009〈百濟 律令 반포시기와 지방지배〉《韓國古代史研究》54

吉林省考古文物研究所

- 延邊朝鮮族自治州文物管理委員會辦公室,〈吉林和龍市龍海渤海王室墓葬發掘簡報〉《考古》2009
년 6호
- 陳寅恪, 1944〈外族盛衰之連環性及外患與內政之關係〉《唐代政治史述論考》(1982, 上海古籍出版社)
- 黃約瑟, 1997〈武則天與朝鮮半島政局〉《黃約瑟隋唐史論集》

- 犬飼隆, 2006〈日本語を文字で書く〉《列島の古代史—言語と文字6—》, 岩波書店
- 箕敏生, 1989〈百濟王姓の成立と日本古代帝国〉《日本史研究》317
- 鬼頭清明, 1976〈白村江の戦いと律令制の成立〉《古代日本国家の形成と東アジア》校倉書房
- 東野治之, 1977〈鳥毛立女屏風下貼文書の研究〉《正倉院文書と木簡の研究》塙書房
- 東野治之, 1977〈正倉院氈の墨書と新羅の対外交易〉《正倉院文書と木簡の研究》塙書房
- 藤本幸夫, 1996〈古代朝鮮の言語と文字文化〉《日本の古代》14, 中央公論社
- 武田幸男, 1974〈新羅法興王代律令と衣冠制〉《古代朝鮮と日本》龍溪書舎
- 武田幸男, 1978〈朝鮮の律令制〉《岩波講座 世界歴史》6、岩波書店
- 北村秀人, 1982〈朝鮮における律令制の変質〉《東アジア世界における日本古代史講座》7、学生社
- 山本孝文, 2009〈考古學으로 본 三國時代의 官人〉《韓國古代史研究》54
- 森 公章, 1992 〈朝鮮半島をめぐる唐と倭—白村江会戦前夜〉《古代を考える 唐と日本》吉川弘文館
- 三上次男, 1941〈新羅東北境外における黒水鐵勒達姑の諸族に就いて〉《史學雜誌》52-11
- 三上喜孝, 2006〈文書様式‘牒’の受容をめぐる—考察〉《山形大学歴史 地理人類学論集》7

- 三上喜孝, 2008〈日本 古代의 木簡의 系譜〉《木簡과 文字》創刊號
- 三上喜孝, 2009〈古代東アジア出舉制試論〉《東アジア古代出土文字資料の研究》雄山閣
- 小林芳規, 2002〈韓國における角筆文献の発見とその意義〉《朝鮮学報》182
- 小林芳規, 2002〈韓國의 角筆點과 日本의 古訓點의 關係〉《口訣研究》8
- 小川裕人, 1937〈三十部女眞に就いて〉《東洋學報》24-4
- 石母田正, 1989〈天皇と諸蕃〉《石母田正著作集》4
- 石上英一, 1979〈律令法國家(1)〉《歴史研究》222、223
- 石田公成, 1985〈‘華嚴經問答’の著者〉《印度学佛教学研究》66
- 石田茂作, 1930《寫經より見たる奈良朝佛教の研究》東洋文庫
- 石井正敏, 1995〈光仁 桓武朝の日本と渤海〉《日本古代の伝承と東アジア》吉川弘文館
- 石井正敏, 2001〈初期日本 渤海交渉における一問題〉《日本渤海関係史の研究》吉川弘文館
- 松田好弘, 1980〈天智朝の外交について〉《立命館文学》1, 2, 3
- 新川登龜男, 1988〈日羅間の調(物産)の意味〉《日本歴史》481
- 新川登龜男, 1999〈日羅間の調〉《日本古代の対外交渉と仏教—アジアの中の政治文化》吉川弘文館
- 愛宕邦康, 1944〈‘遊心安樂道’の撰述者に関する一考察—東大寺華嚴僧智憬とその思想的関連に着目して—〉《南都佛教》70
- 鈴木英夫, 1997〈百濟復興運動と倭王権—鬼室福信斬首の背景—〉《朝鮮社会の史的展開と東アジア》山川出版社
- 韋蘭春, 2000〈‘白村江の戦’と戦後の唐・日関係〉《國學院大學日本文化研究所紀要》85
- 伊藤隆壽, 1969〈慧均‘大乗四論玄義’について〉《印度学佛教学研究》36
- 伊藤隆壽, 1971〈‘大乗四論玄義’の構成と基本的立場〉《駒澤大学佛教学部論集》2
- 伊藤隆壽, 1974〈慧均‘大乗四論玄義’について(二)〉《印度学佛教学研究》40
- 伊藤隆壽, 1974〈‘大乗四論玄義’逸文の整理〉《駒澤大学佛教学部論集》5
- 李成市, 1990〈高句麗と日隋外交〉《思想》795; 1998《古代東アジアの民族と国家》岩波書店, 再収録
- 李成市, 1998〈正倉院所藏新羅氈貼布記の研究—新羅・日本間交易の性格をめぐって—〉《古代東アジアの民族と国家》岩波書店
- 李成市, 2005〈朝鮮の文書行政〉《文字と古代日本2》吉川弘文館
- 林紀昭, 1994〈高句麗の律令〉《古代 東亞細亞의 再發見》, 湖巖美術館
- 林紀昭, 1967〈新羅律令に関する二・三の問題〉《法制史研究》17
- 井上光貞, 1973〈大化革新と東アジア〉《岩波講座 日本歴史》2岩波書店
- 酒寄雅志, 2001〈渤海国家の史的展開と国際関係〉《渤海と古代の日本》校倉書房
- 酒寄雅志, 2001〈八世紀における日本の外交と東アジアの情勢〉《渤海と古代の日本》
- 中井眞孝, 1994〈高句麗佛教と日本の古代〉《朝鮮と日本の古代佛教》東方出版
- 直木孝次郎, 1985〈近江朝末年における日唐関係の一考察—唐使郭務悰の渡来を中心に—〉《末永先生米寿紀念献呈論文集》
- 秦政明, 『三国史記』倭国更号日本の史料批判》《日本書紀研究》23塙書房

- 八木充, 1970〈百濟の役と民衆〉《国史論集》(小葉田淳教授退官紀念会出版)
- 和田軍一, 1924〈淳仁朝に於ける新羅征討計劃について〉《史學雜誌》35～10・11
- 穴澤和光・馬目順一, 1976〈アフラシャブ都城址出土の壁畫に見られる朝鮮人使節について〉《朝鮮學報》80
- 横超慧日, 1958〈新出資料 四論玄義の初章中假義〉《印度学佛教学研究》13

Jorg Plassen, 2007 “On the significance of the Daeseung saron hyeunui gi大乘四論玄義記 for research on early Korean Buddhist thought –Some initial observations focusing on hwajaeng” 《韓國史研究》136